

市町村立学校の教育活動の再開等に関する ガイドライン（小・中学校）

概要

▶教育活動の再開等に関する

各小・中学校による取組の在り方

- ・ 段階的再開に向けた準備・計画
- ・ 再開後の感染症対策
- ・ 学習指導や児童・生徒指導 等
その考え方や取組モデル等を記載

令和2年5月
神奈川県教育委員会

ガイドライン作成の趣旨

県教育委員会では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、国の動向並びに本県の実施方針及び県内の感染状況等を踏まえ、何よりも児童・生徒の安全・安心な生活の確保を第一に、令和2年3月2日以来、春季休業を挟んで5月31日までのおよそ3カ月にわたり、県立学校における臨時休業を継続するとともに、同様の措置を市町村教育委員会に要請してきました。

この間、市町村立小・中学校では、国・県の通知や市町村教育委員会の指導・助言等を踏まえ、児童・生徒が授業を十分受けることができないことによって学習に著しい遅れが生じることのないよう、家庭学習の指導や支援を行うとともに、自宅等で一人で過ごすことができないなどの児童・生徒の「居場所」として学校を活用するなど、取り組んできたところであります。

こうした中、国からは、地域の感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校を再開し、児童・生徒等が学ぶことができる環境を作っていく、という方向性が示されています（5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」）。

また、5月21日までに、42府県を対象に緊急事態宣言が解除され、全国各地域で学校の教育活動が再開されはじめたところです。

特定警戒都道府県である本県における感染状況は、未だ予断を許さない状況が続いていますが、多くの皆様のご努力により、感染者数の減少も見られています。

こうしたことを踏まえ、県教育委員会では、国において本県を対象地域とする緊急事態宣言が解除された場合の、学校の教育活動の再開に向け、必要となる様々な配慮や工夫、留意すべき事項について、「市町村立学校の教育活動の再開等に関するガイドライン（小・中学校）」として取りまとめました。

各市町村教育委員会及び各学校においては、学校における教育活動の再開に当たり、このガイドラインを参考に、それぞれの地域の実情等に応じた取組を、適切に実施するようお願いいたします。

また、このガイドラインは、現時点での感染状況等を踏まえ、取りまとめたものであり、今後の状況の推移により、変更、追加等があることに御留意願います。

目 次

1	学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方	・・・ 2
2	段階的再開に向けた準備・計画	・・・ 3
	（1）段階的な再開	・・・ 3
	（2）保健管理等に関する準備	・・・ 4
	（3）分散登校・短縮授業の立案	・・・ 7
	（4）家庭・地域等との連携	・・・ 13
3	段階的再開期間における取組	・・・ 14
	（1）感染症対策	・・・ 14
	（2）感染防止のための指導	・・・ 19
4	段階的再開から通常登校への移行	・・・ 24
	（1）通年でのカリキュラム・マネジメント	・・・ 24
	（2）学習指導と評価	・・・ 27
	（3）学校行事等	・・・ 30
5	特に配慮すべき学年への対応	・・・ 31
	（1）小学校第1学年について	・・・ 31
	（2）小学校第6学年について	・・・ 34
	（3）中学校第3学年について	・・・ 36
6	部活動	・・・ 37
7	児童・生徒指導、教育相談等	・・・ 38

1 学校の教育活動の再開に関する基本的な考え方

- 臨時休業終了後の学校の教育活動については、社会全体が長期にわたり新型コロナウイルスとともに生きていかなければならないという認識の下、次世代を担う子どもたちの健康には、より慎重に対応する必要があることや、学校の教育活動は保護者や地域の方のご理解とご協力が不可欠であることを踏まえることが必要である。
- よって、学校の教育活動の再開については、ガイダンスなどの準備期間、分散登校、時差通学・短縮授業など段階的に行っていく。

市町村立小・中学校における段階的な再開の流れ（参考例）

段階	期間	小学校	中学校
分散登校Ⅰ	3日間程度	・ 1 教室 20 名程度 ・ 児童は 3 日に 1 回登校	・ 1 教室 20 名程度 ・ 生徒は 3 日に 1 回登校
分散登校Ⅱ	3週間程度	・ 1 教室 20 名程度 ・ 児童は 2 日に 1 回登校	・ 1 教室 20 名程度 ・ 3 年生は毎日、1，2 年生は 2 日に 1 回登校 ・ 午前午後に半数ずつ
短縮授業Ⅰ	4週間程度	・ 1 教室 40 名以内 ・ 全児童が毎日登校（30 分×5） ・ 給食開始	・ 1 教室 40 名以内 ・ 全生徒が毎日登校（40 分×5） ・ 給食開始
短縮授業Ⅱ	4週間程度	・ 1 教室 40 名以内 ・ 全児童が毎日登校（40 分×5） ・ 給食あり	・ 1 教室 40 名以内 ・ 全生徒が毎日登校（40 分×6） ・ 給食あり

- 教育活動再開後は、引き続き基本的な感染症対策の実施の徹底を図るなど、新型コロナウイルス感染症の感染防止に万全の措置を講じる。
- 指導に当たっては、児童・生徒が規則正しい生活習慣を身に付け、主体的に学習に取り組むことができるように指導・支援するとともに、児童・生徒の心身の状況の把握と心のケアに努める。
- 特に、通常登校を行うことができる状況になったとしても、これまでとは異なり、国の「新しい生活様式」を踏まえた、学校における教育活動と感染症対策の両立が求められるため、さらに一層の工夫、配慮が必要である。
- 市町村立小・中学校においては、県立学校と比べ通学の範囲は限定的であるが、保護者や教職員の生活圏を考慮すれば、交通網の発達している本県の場合、学校の教育活動再開の時期については、全県で緊急事態宣言の解除後としていくことが必要である。
- ただし、再開後における、段階的に通常登校へと移行していく期間や方法等については、各市町村教育委員会及び各学校が、地域の感染状況のほか、学校の規模や、保護者等の感染への不安、学習の遅れへの懸念等を見極めながら、地域の実情に応じて、適切に設定していくことが重要である。
- こうした考え方のもと、各市町村教育委員会及び各学校が、学校における教育活動の再開に当たり、このガイドラインに示す内容を参考に、それぞれの地域の実情等に応じて適切に取り組んでいただきたく示すものである。

2 段階的再開に向けた準備・計画

(1) 段階的な再開

- 学校の教育活動再開に当たっては、在籍する全児童・生徒が一斉に登校し、学級等の集団で通常の教育活動を実施する前に、まずは、学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するため、分散登校や短縮授業※を組み合わせながら段階的に教育活動を拡大し、通常登校へと移行していくこと。

※分散登校…「3密」を避けるため、児童・生徒を複数のグループに分けたうえで、それぞれが定められた時間、日において登校する方法。

短縮授業…長時間の集団生活を避けるため、1日の授業時間数や1単位時間を削減し、学校における活動時間を短縮する方法。

- 段階的再開にあてる期間や実施方法については、各市町村教育委員会や各学校が、地域の感染状況や学校の規模等を踏まえ計画すること。
- 段階的再開期間における登校日は、指導要録上の出席すべき授業日とすること。

【参考】児童・生徒の出欠席の取扱い（主なもの）

- ☐ 分散登校により、学年の全部を休業とした日数は、授業日数に含めない。
- ☐ 分散登校により、学年の一部を休業とした日数は、授業日数に含まれ、授業のある児童生徒については出欠を記録するとともに、授業のない児童生徒については「出席停止・忌引等の日数」として記録する。
- ☐ やむを得ず学校に登校できない次の場合には、「出席停止・忌引等の日数」として扱い、「欠席日数」として記録しない。
 - ・ 児童生徒の感染が判明した場合、又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合
 - ・ 児童生徒に発熱等の風邪の症状がみられる場合
 - ・ 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について、文科省通知に示す内容に従い、登校すべきでないと判断された場合
 - ・ 保護者から学校を休ませたい等の相談を受け、校長が「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数」として認めた場合
- ☐ なお、臨時休業中の任意登校日は、授業日数に含めない。

令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知「令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について」等による

- 公共交通機関で通学する児童・生徒については、通学時における感染防止の観点から、保護者と相談の上、通常の登下校時刻と異なる時刻に登下校することを認めること。
参考：県立学校については、公共交通機関で通学する児童・生徒が多くいることから「時差通学」を実施
- 各市町村教育委員会や各学校では、教育活動の段階的再開に向け、「保健管理等に関する準備」や「分散登校・短縮授業の計画づくり」等を進めること。
また、学校の教育活動の段階的再開が決定した際には、取組方針や授業予定などを保護者等に周知し、その理解・協力を求めること。

(2) 保健管理等に関する準備

ア 学校施設環境の確認・整備

- 各学校では、感染防止の観点から施設環境の確認・整備を行うこと。特に次のような箇所・項目については、市町村教育委員会や学校医・学校薬剤師などと連携し重点的に行うこと。

施設環境の確認・整備 例	
昇降口・玄関	☐ 登下校時等における昇降口での密集を避けるために、「靴箱を分散登校用に配置」や「一度に大勢で利用しないことを呼びかける貼り紙の掲示」などを行う。 ☐ 玄関に設置する来校者用の消毒液の備蓄を確認し、必要に応じて調達する。等
手洗い場・トイレ	☐ 手洗い場・トイレに設置する石鹸について、通常時以上の使用が必要なことから、備蓄を確認し、全ての手洗い場において切らすことがないよう調達する。 ☐ 休み時間等における手洗い場やトイレでの密集を避けるために、「列の間隔をとるための目印の設置」や「一度に大勢で利用しないことを呼びかける貼り紙の掲示」などを行う。 ☐ 「感染予防のための手洗いの仕方」を図解した貼り紙を掲示する。 ☐ 各トイレの換気環境を確認し、換気扇やガラリなどにホコリが詰まっていると空気が流れなくなるので清掃する。等
教室	☐ 各教室（特別教室を含め）における座席配置について検討・準備を行う。（別途、具体を記載） ☐ 各教室（特別教室を含め）の換気環境を確認するとともに、夏季休業中の授業も見据え、熱中症対策を検討する。等
校庭・体育館	☐ 休み時間等における密集など感染予防の観点から、校庭や体育館、共用の遊具等の使用について、予めルールを設定する。等
保健室	☐ 3密防止のため部屋のレイアウトを変更する。 ☐ 一度に多くの児童・生徒が来室した際の対応マニュアルを作成する。また、順番待ちのための、床への目印や椅子の設置を行う。等

イ 衛生用品等の確認・調達

- 各学校では、感染防止の観点から衛生用品等の確認・調達等を行うこと。特に次のような用品・項目については、市町村教育委員会や学校医・学校薬剤師などと連携し重点的に行うこと。

衛生用品等の確認・調達	
マスク	☐ 児童・生徒が使用するマスクは個人持ちとして持参するよう保護者に依頼する。 ☐ 持参できなかった場合の予備用マスクについて、備蓄を確認し、必要に応じて調達する。等
ハンカチ・タオル等	☐ 手を拭くハンカチやタオル等は個人持ちとして持参するよう保護者に依頼する。等

※消毒液については、消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム水溶液が例示されているが、学校における施設の消毒に当たっては、次亜塩素酸ナトリウム等を利用すること。

次亜塩素酸ナトリウムで清拭する場合、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度 0.05%～0.5%）で浸すようにペーパータオル等で拭いた後、水拭きを行う。消毒を行うときは、十分に換気を行うなど、使用する漂白剤の注意事項をよく読んで行うこと。

＊漂白剤の希釈方法：市販の家庭用塩素系漂白剤（原液に含まれる次亜塩素酸ナトリウムの濃度約 5%）を用いる場合、原液 25 mL（漂白剤のキャップ 1 杯）を 2 L の水で希釈する（約 0.06%の希釈液）。

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

学校再開、トイレ対応5つのポイント

1. 食事前とトイレ後の手洗い
2. 手洗いの9ステップ
3. 手洗いでウイルスが残りやすい部分
4. トイレ消毒の8箇所
5. トイレも換気が大事

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

1.食事前とトイレ後の手洗い

食事の前

トイレの後

給食当番はもとより、児童生徒等全員の食事の前の手洗いを徹底する。トイレの後の手洗いも重要である。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>（令和2年3月4日）文部科学省
参考 新型コロナウイルス感染症に対応した学校の保健ガイドライン（令和2年3月4日）文部科学省

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

2.手洗いの9ステップ

1.手をぬらし、手のひらに液体石けんをとる
2.手のひらをよこする
3.手のひらで反対側の手の甲をこする
4.指先と爪先を手のひらにこすりつける
5.指の関節をこする
6.親指をつかんでおしりあう
7.手首をつかんでおしりあう
8.よく洗いがすすりあう
9.自分のハンカチでよく

手を洗った後は、水をふき取り、しっかり乾かさせる。
手を拭くのは、個人持ちのせいがけつなハンカチやタオルあるいはペーパータオルが望ましい。タオルを共有することは避ける。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>（令和2年3月4日）文部科学省
参考 新型コロナウイルス感染症に対応した学校の保健ガイドライン（令和2年3月4日）文部科学省
参考 学校保健、部活動等において必要な感染症の予防（令和2年3月4日）文部科学省、学校保健、感染症対策委員会

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

3.手洗いでウイルスが残りやすい部分

手洗いの洗い残しが多いのは、爪、指先、指の間、親指と人差し指の間、手首である。爪を短く切っておくことも必要である。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>（令和2年3月4日）文部科学省
参考 新型コロナウイルス感染症に対応した学校の保健ガイドライン（令和2年3月4日）文部科学省

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

4.トイレ消毒の8箇所

洗浄・ペーパーボタン、ふた、ホルダー、蛇口、ドアの取っ手、手すり、便座、スイッチ

特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所は、適宜、消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清掃を行うなどして環境衛生を良好に保つ。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>（令和2年3月4日）文部科学省
参考 新型コロナウイルス感染症に对应した学校の保健ガイドライン（令和2年3月4日）文部科学省

新型コロナウイルス感染症予防（トイレ編）

5.トイレも換気が大事

換気扇、カブリ（扉下部）、カブリ（扉上部）

換気の悪い密閉空間にしないため、こまめな換気を実施する（可能であれば2方向の窓を同時に開ける）。換気扇やガラリなどにホコリが詰まっていると空気が流れなくなるので清掃する。

作成 NPO法人日本トイレ研究所 <http://toilet-magazine.jp/>（令和2年3月4日）文部科学省
参考 新型コロナウイルス感染症に对应した学校の保健ガイドライン（令和2年3月4日）文部科学省

感染症対策へのご協力をお願いします

① 咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出るときは、飛沫ウイルスを含んでいるかもしれない。次のような咳エチケットを心がけよう。

- ・マスクを着用しよう。
- ・マスクがなくても鼻と口を隠しよう。
- ・こささの時は袖や上腕の内側を隠す。
- ・周囲の人からなるべく離れた場所で行おう。

3つの咳エチケット

マスクを着用する
① マスクを着ける

肘で口鼻を隠す
② 肘で口鼻を隠す

肘で口鼻を隠す
③ 肘で口鼻を隠す

正しいマスクの着用

① 鼻の下の部分から顔に密着

② 鼻の下の部分から顔に密着

③ 鼻の下の部分から顔に密着

足尾製薬 足尾製薬 足尾製薬

感染症対策へのご協力をお願いします

① 手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

① 流水で手を十分に濡らす。20秒以上、つむぎの音のほどよくすすぐ。

② 手の甲を洗うようにこすります。

③ 指の付け根を洗うようにこすります。

④ 手の甲を洗うようにこすります。

⑤ 手首のあたりを洗います。

⑥ 親指の付け根を洗います。

⑦ 手のひらを洗います。

⑧ 手の甲を洗います。

石けんを用いた場合、十分に水で洗い、清潔なタオルやペーパータオルをよく拭き取って乾かします。

足尾製薬 足尾製薬 足尾製薬

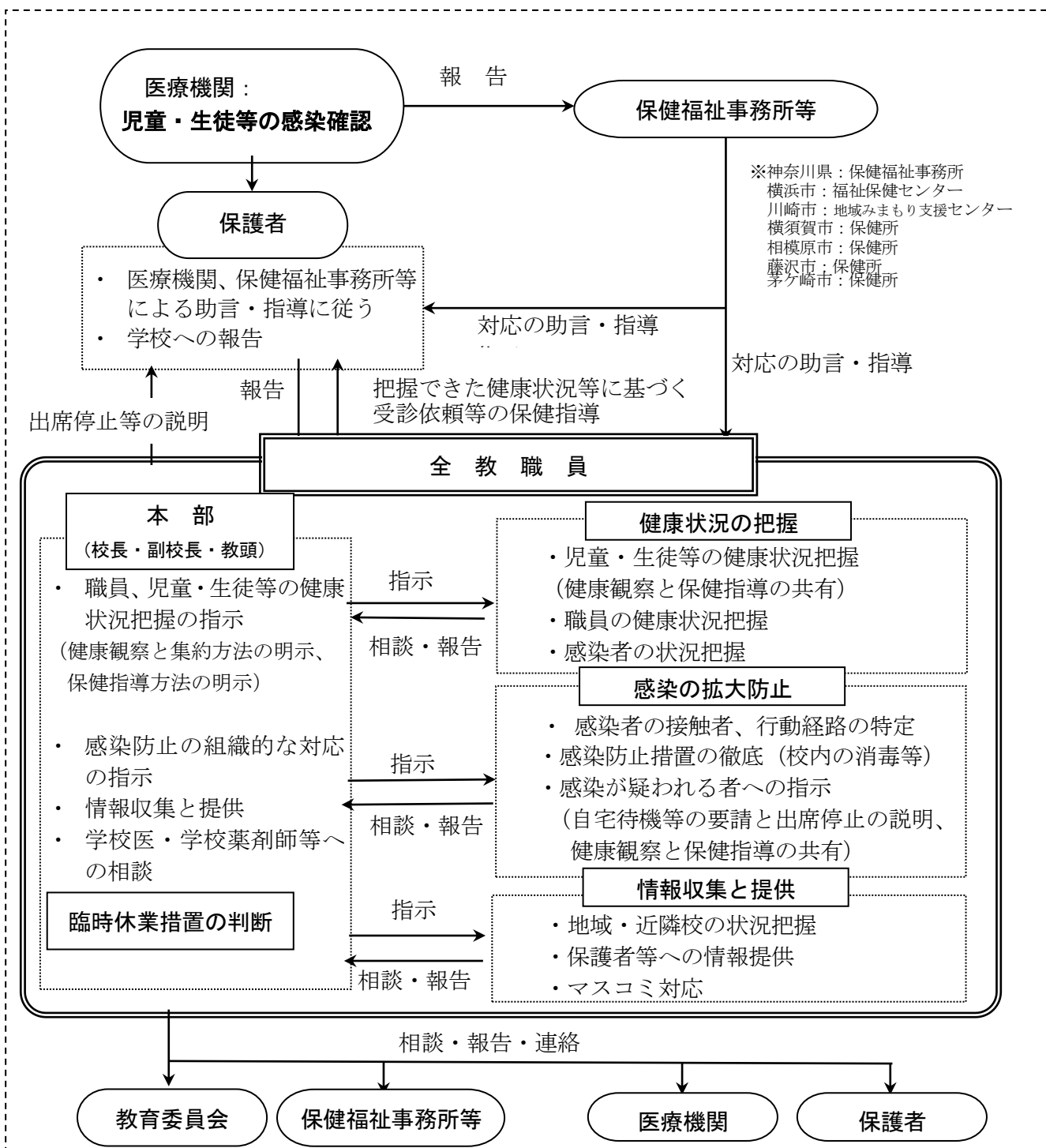
ウ 学校関係者に感染者が確認された場合等の対応に係る確認

- 各市町村教育委員会及び各学校では、学校医・学校薬剤師などと連携した学校の保健管理体制を整え、学校関係者に感染者が確認された場合等の対応について、フローチャートを作成するなど、検討・確認を進めること。

<検討確認事項>

- ☐ 校内の情報共有体制
- ☐ 保護者との連絡体制
- ☐ 保健所・校医等との連絡体制
- ☐ 教育委員会との連絡体制
- ☐ 保健所等による校内消毒への協力体制
- ☐ 保健所等による感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等に係る協力体制
- ☐ 児童・生徒や保護者等への周知について
- ☐ 臨時休業等の実施について 等

【参考】新型コロナウイルス感染症発生時の対応 例



(3) 分散登校・短縮授業の立案

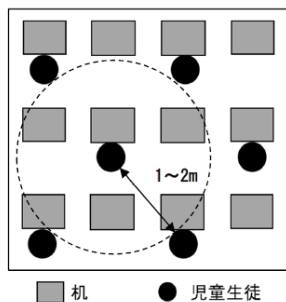
各学校では、1学級の児童・生徒数や学級数、学校施設の実状等を踏まえ、次の手順を参考に、分散登校等の計画を立てること。

ア 教室の座席配置

○ はじめに、1つの教室で同時に活動する児童・生徒の人数を検討する。

➤ 次の文部科学省の見解を踏まえること。

図：身体的距離を確保した座席配置のイメージ



身体的距離の確保

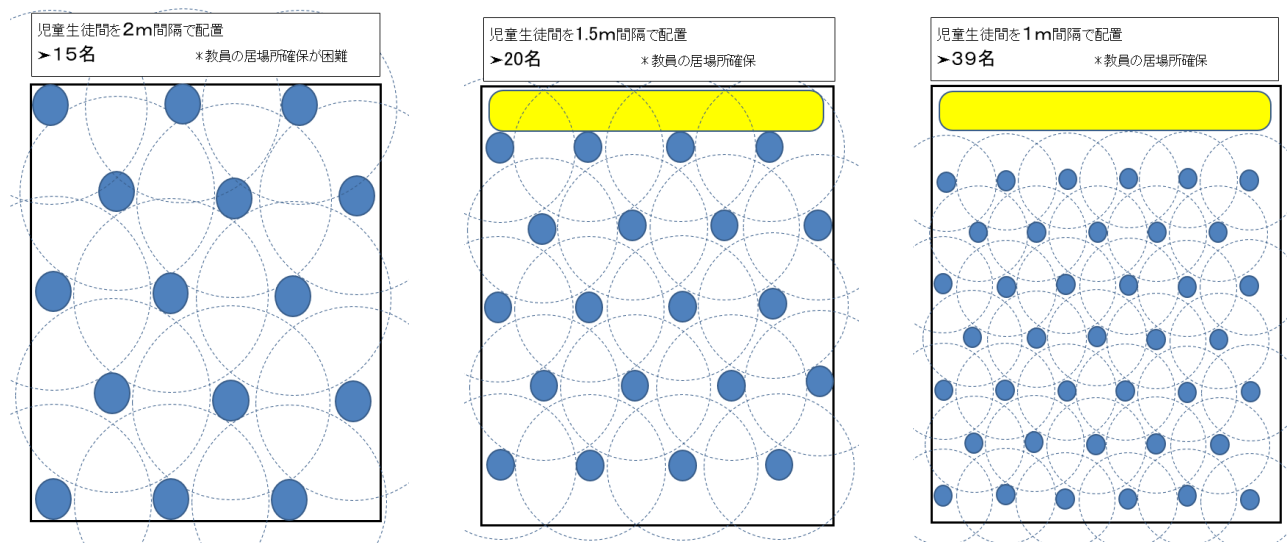
登校の際は、必要に応じて学級を複数のグループに分けたうえで使用していない教室を活用するなどして、児童生徒の席の間に可能な限り距離を確保し（おおむね1～2メートル）、対面とならないような形で教育活動を行うことが望ましい。

※咳エチケットを行っていない場合、くしゃみや咳のしぶきは約2 mの距離まで届くため、咳エチケットを行ったうえで、児童生徒同士の距離を1～2 m以上保つように座席を配置する。

令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知
「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」より

➤ この身体的距離を、公立小・中学校における一般的な広さの教室※で確保するためには、同時に活動できる児童・生徒の人数は、おおよそ次のとおり。

※教室面積 63 m²（7 m×9 m）で想定 「鉄筋コンクリート造校舎の標準設計（昭和25年）」に基づく



○ 各学校では、1教室当たり20名程度以内を目安とし、在籍の児童・生徒数を勘案しながら、実際に自校の教室で試してみたうえで、同時に活動する児童・生徒数及び座席配置を決めること。

【工夫・配慮の事例】

□ 登校再開の前に、予め「使用しない机・椅子を撤去する」「床にテープで座席の位置を記しておく」など、活動中に児童・生徒間の距離が短くならないよう留意。

イ 分散の仕方

- 次に、分散の仕方を検討する。

＜登校する児童・生徒の分け方＞

- 考えられる児童・生徒の分け方は次のとおり。
 - ① 学年別 例) 1・3・5年と、2・4・6年とで分散登校
 - ② 学級別 例) 1・3組と、2・4組とで分散登校
 - ③ 学級内 例) 出席番号1～18番と、19～38番とで分散登校
 - ④ 地区別 例) A・B・C地区と、D・E・F地区とで分散登校

＜登校する時間の分け方＞

- 考えられる時間の分け方は次のとおり。
 - a 登校日による 例) 月・水・金曜日と、火・木曜日とで分散登校（週替わり）
 - b 時間帯による 例) 午前（給食まで）と午後（給食から）とで分散登校

- 各学校では、学校の規模や教職員体制、地域の実情等を踏まえ、上記の分け方それぞれの利点と課題を勘案したうえで、分散の方法を決定すること。

【工夫・配慮の事例】

- ☐ 小学校において、各学級を分けることで、学級担任が自分の学級全員を指導。併せて学級を分ける際に、地区別で分けることで登下校時の安全を確保。
- ☐ 小学校において、分散登校時の指導体制を整えるために、教職員が低・中・高学年でグループを組み、教科分担などを実施。
- ☐ 児童・生徒が登校する時間帯によっては、通学路の交通規制等、安全確保に留意。その際、特に通学に不慣れな小学校第1学年の安全に十分注意すること。
- ☐ 登下校時に、校門や玄関口等での密集が起こらないよう登下校時間帯を分散させることを計画。集団登下校を行う場合には、登下校中に密接とならないような指導計画。

- 段階的再開期間において、学級担任や養護教諭など、特定の教職員に過重な負担がかからないようにすること。

➤ 全ての子どもを全ての教職員で育てる仕組みをつくる。

- ・ 朝の会や給食指導、学級活動などで学級担任の固定化を緩め、学年主任や副担任、学年外の教職員も含め全員がローテーション制で担当。
- ・ 小学校で教科分担制の実施。
- ・ 教職員がローテーションで時差出勤等を行える体制づくり。

➤ 地域ボランティアや外部人材と積極的に連携・協力する。

- ・ 通常時とは異なる業務の発生も考慮した、地域ボランティアや外部人材との連携・協力体制を検討・構築。
 - 例) 家庭学習の支援、補習の支援、登下校の安全管理、給食指導 等
- ・ 学校評議員会や学校運営協議会等により、地域の方々へ支援・協力を求める工夫

【参考】分散の仕方例

令和2年5月1日付け文部科学省初等中等教育局長通知

「新型コロナウイルス感染症対策としての学校の臨時休業に係る学校運営上の工夫について」より

①学級を2つのグループ、時間帯により分けた場合の例

	月		火	
	Aグループ	Bグループ	Aグループ	Bグループ
午前	教室での指導	家庭学習	家庭学習	教室での指導
昼食・登下校	昼食	登校	登校	昼食
午後	下校	昼食	昼食	下校
	家庭学習	教室での指導	教室での指導	家庭学習

②学年の中で学級ごとに登校曜日を分けた場合の例
(例えば1つの学級の児童生徒が2教室ずつ使用する場合)

月		火		水		木		金		土	
1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組	1組・2組	3組・4組
登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日	登校日	家庭学習	家庭学習	登校日

③学年ごとに登校曜日を分けた場合の例

	月	火	水	木	金
1年生	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習
2年生	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習	家庭学習
3年生	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習	家庭学習
4年生	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習	家庭学習
5年生	家庭学習	家庭学習	家庭学習	登校日	家庭学習
6年生	登校日	家庭学習	登校日	家庭学習	登校日

ウ 日課の設定

○ 次に、日課を検討する。

○ 各学校では、感染リスクの低減や児童・生徒の負担軽減、学習の保障等の観点から、1日の授業時間数や1単位時間、日課等を検討し、設定すること。

➤ 長時間の集団生活を避けるため、1日の授業時間数や1単位時間を削減するなど、学校における集団での活動時間を適切に設定すること。

➤ 全ての児童・生徒が、うがいや手洗い等を確実に励行するための時間を確保するよう、工夫や配慮を行うこと。

➤ 教科指導だけでなく、休み時間の一人ひとりの表情やしぐさに目を向けるなど、児童・生徒の生活面、心身の健康面から指導等を行う時間を確保するよう、工夫や配慮を行うこと。

【参考】日課例

□ 30分 午前5コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:20	1校時	13:30~14:00
9:20~9:30	休憩	14:00~14:10
9:30~10:00	2校時	14:10~14:40
10:00~10:10	休憩	14:40~14:50
10:10~10:40	3校時	14:50~15:20
10:40~10:50	休憩	15:20~15:30
10:50~11:20	4校時	
11:20~11:30	休憩	
11:30~12:00	5校時	
12:00~12:05	休憩	
12:05~12:15	帰りの会	15:30~15:40

□ 40分 午前4コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:30	1校時	13:30~14:10
9:30~9:40	休憩	14:10~14:20
9:40~10:20	2校時	14:20~15:00
10:20~10:30	休憩	15:00~15:10
10:30~11:10	3校時	15:10~15:50
11:10~11:20	休憩	15:50~16:00
11:20~12:00	4校時	
12:00~12:05	休憩	
12:05~12:15	帰りの会	16:00~16:10

□ 45分 午前4コマ 午後3コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:35	1校時	13:30~14:15
9:35~9:45	休憩	14:15~14:25
9:45~10:30	2校時	14:25~15:10
10:30~10:40	休憩	15:10~15:20
10:40~11:25	3校時	15:20~16:05
11:25~11:35	休憩	16:05~16:15
11:35~12:20	4校時	
12:20~12:25	休憩	
12:25~12:35	帰りの会	16:15~16:25

□ 50分 午前3コマ 午後2コマ

午前	時間割	午後
8:50~9:40	1校時	13:30~14:20
9:40~9:50	休憩	14:20~14:30
9:50~10:40	2校時	14:30~15:20
10:40~10:50	休憩	15:20~15:30
10:50~11:40	3校時	
11:40~11:45	休憩	
11:45~11:55	帰りの会	15:30~15:40

＜留意事項＞

- 時間割編成の工夫の一つとして、1 単位時間を短くしたうえで授業コマ数を増やすことは、令和 2 年 5 月 15 日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」においても例示されているところです。
- ただし、その際には、学校教育法施行規則に定める標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回ったことのみをもって、学校教育法施行規則に反するものとはされないとされていることも踏まえ、児童・生徒や教職員の負担軽減にも配慮した時間割を編成することが必要です。
- また、上記【参考】日課例では、段階的再開期間の特例的な対応の一つとして「30 分・40 分授業」を例示しました。この場合には、**授業で行う学習内容と、登校しない日に課す家庭学習内容とを効果的に連動させ、指導計画に位置付けることが必要です。**

【参考】令和 2 年 5 月 15 日付け文部科学省通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」抜粋

2. 子供たちの「学びの保障」のための教育活動について

② 学校の授業における学習活動の重点化

(2) 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICT の活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

エ 学習指導

- 各学校では、令和元年度末の未指導部分の補充的な内容を含めた、各教科等の令和 2 年度指導計画・評価計画について見直しを行い、必要に応じて計画の変更や内容の精選等を行うといったカリキュラム・マネジメントに取り組むこと。
- 臨時休業中及び段階的再開期間中の家庭での学習課題を、学校での学習内容と効果的に連動させたいと、教科等の年間指導計画にしっかりと位置付け、**学校再開後も、児童・生徒が登校しない日の家庭学習のため、計画的に学習課題を提供すること。**
 - 本ガイドライン「4 段階的再開から通常登校への移行」を参照のこと
 - 県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（令和 2 年 5 月）」を参照のこと

オ 段階的再開モデル

- 各市町村教育委員会及び各学校では、段階的に通常登校へと移行していく期間や方法等について、地域の感染状況のほか、学校の規模や、保護者等の感染への不安、学習の遅れへの懸念等を見極めながら、地域の実情に応じて、適切に設定すること。
- 長期間の臨時休業明けであることを踏まえ、児童・生徒が学校生活のリズムや環境に徐々に慣れていけるよう無理のない計画を心がけること。
 - 再開時にオリエンテーションを設定し、児童・生徒への感染防止のための指導を徹底すること。
 - 教科指導に加え、児童・生徒の生活面や心身の健康面からの指導、教職員と児童・生徒間及び児童・生徒同士の人間関係づくりのための活動等を設定すること。
 - 県内の感染状況や国の動向等により、設定した期間等について変更する場合もあるなど、柔軟に対応する必要がある。

【参考モデル】 小学校の例

段階	期間	登校方法	時間・時数	主な内容
第1期	3日間	2学年ずつ1教室20人程度 児童は3日に1回登校	40分×2コマ	・再開に係るオリエンテーション ・感染防止指導 等
第2期	3週間程度	3学年ずつ1教室20人程度 各学級を2分割 児童は2日に1回登校 給食なし	30分×4コマ	・授業開始 ・家庭学習指導 ・面談の実施（個人・三者など）
第3期	4週間程度	全学年1教室40人 児童は毎日登校 給食実施	30分×5コマ	・授業 ・学級活動等 ・家庭学習指導 ・面談の実施（個人・三者など）
第4期	4週間程度	全学年1教室40人 児童は毎日登校 給食実施 ＊夏季休業前後は午前短縮	40分×5コマ	・授業 ・学級活動等 ・家庭学習指導 ・補習指導 ・面談の実施（個人・三者など）

【参考モデル】 中学校の例

段階	期間	登校方法	時間・時数	主な内容
第1期	3日間	1学年ずつ1教室20人程度 生徒は3日に1回登校	40分×2コマ	・再開に係るオリエンテーション ・感染防止指導 等
第2期	3週間程度	1教室20人程度 3年は毎日、 1、2年は2日に1回登校 午前午後半数ずつ 給食なし	30分×5コマ	・授業開始 ・家庭学習指導 ・面談の実施（個人・三者など）
第3期	4週間程度	全学年1教室40人 生徒は毎日登校 給食実施	40分×5コマ	・授業 ・学級活動等 ・家庭学習指導 ・面談の実施（個人・三者など）
第4期	4週間程度	全学年1教室40人 生徒は毎日登校 給食実施 ＊夏季休業前後は午前短縮	40分×6コマ	・授業 ・学級活動等 ・家庭学習指導 ・補習指導 ・面談の実施（個人・三者など）

(4) 家庭・地域等との連携

- 各学校では、教育活動の段階的再開について、取組方針や授業予定などを保護者や地域の方、関係機関等に周知し、その理解・協力を求めること。
 - 毎日の日課、中でも登校時間・下校時間について、保護者や地域の登下校見守りボランティア等に予め周知すること。
 - 学校における感染予防対策や、児童・生徒のマスク持参・着用、毎朝の検温記録を含めた健康観察カードの記入等について、保護者に周知し、その理解・協力を求めること。
 - 登校しない日における家庭での学習課題について、保護者にも周知すること。
- P T A等と連携しつつ、「新しい生活様式」について積極的な情報発信を行い、各家庭における実践を呼びかけること。

登校しない日の「居場所」について

- 各市町村教育委員会及び各学校では、臨時休業期間に引き続き、保護者等からの相談に応じる窓口を設置すること。
- 各市町村教育委員会及び各学校では、登校しない日に、特段の事情により自宅で過ごすことができない児童生徒には、その「居場所」について、保護者と個別に相談、調整のうえ、対応すること。
- また、学校を再開する場合でも、放課後児童クラブ、放課後デイサービス等において、密集性を回避し感染を防止する観点等から一定のスペースを確保することが必要である。
各市町村教育委員会及び各学校では、段階的再開期間において、学校に登校しない児童生徒の安全・安心な生活を最大限に確保するという観点から、福祉部局や放課後児童クラブ等と連携・協力し、学校施設の貸出しなど、引き続き適切な対応に努めること。

3 段階的再開期間における取組

(1) 感染症対策

- 厚生労働省ホームページには、5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言を踏まえ、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」の実践例が示されている。

【参照】P. 17「新しい生活様式」の実践例

- 各学校では、学校における「新しい生活様式」の構築・確立に向け、対応や指導を徹底すること。また、必要に応じて校則や生活ルールの変更を行うこと。



ア 基本的な感染症対策

感染源を絶つこと	毎朝の家庭での検温。発熱等の者の自宅休養を徹底。 <対応例> ・自宅で検温していない児童・生徒については、学校で検温する。等
感染経路を絶つこと	手洗い、咳エチケットの徹底。消毒液使用による清掃。 <対応例> ・ドアノブ、手すり、スイッチ等、不特定多数の児童・生徒等が触れる箇所は、適宜、消毒液を使用した清掃を行う 等
抵抗力を高めること	十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を指導。 <対応例> ・児童・生徒が自己の健康を管理するために、毎日の体温や睡眠時間等を記録するチェックシートを活用し指導を行う 等

イ 集団感染リスクへの対応

- 集団感染発生リスクを高める三つの条件「3密」を回避すること。



- 学校では人の密度を下げることに限界があり、近距離での会話や発声等も必要なことから、各校では、「教室等のこまめな換気（2方向の窓等を同時に開放）」「マスク装着の指導」を徹底すること。

ウ 活動場面別の対応・指導

- 各学校では、次表を参考に、一日の活動場面ごとに必要な対応や指導を行うとともに、保護者にも周知し、その理解や協力を求めること。
- 休み時間や放課後、登下校時も含め、児童・生徒の行動をできる範囲で見守る体制を整え、必要な対応・指導をその時々で行っていくこと。
- このような対応・指導は、通常登校に移行した後も、学校における「新たな生活様式」として定着させる必要も想定される。各学校では、対応・指導について、不断の見直し・改善を図ること。

【参考】活動場面別の対応・指導例

活動場面	主な対応・指導例
登校前・登校時	<登校前> 児童・生徒（保護者による指導） □毎朝、検温及び健康観察を行い、学校等が作成した健康観察票に記録したうえで学校に持参する。（健康観察票は16日間以上保存） □発熱等の風邪症状、息苦しさ、強いだるさ等の症状がある場合は、学校に連絡したうえで、症状がなくなるまで自宅で休養する。 □同居する家族等が感染又は感染の疑いがある場合は、学校に連絡したうえで自宅に滞在する。 □マスク、ハンカチ・タオルを持参する。共用しないよう指導する。 □こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。等 <登校時> □PTAや地域ボランティア等と連携し、登下校の安全指導と、密集回避などの感染防止指導を行う。 □学年、クラス、地区単位で通学推奨時間を設定するなど、多くの児童・生徒が一斉に昇降口を利用しないよう指導する。 □児童・生徒が持参した健康観察票を確認し、家庭で体温や健康状態を確認できなかった児童・生徒については、教室に入る前に、検温及び健康観察等を行う。 □使用した体温計は1人ごとにアルコール等で消毒する。 □学校で検温等を行う際には、3密を避けられる場所を用意する。 □登校した児童・生徒に発熱等の風邪症状などがある場合には、他の児童・生徒と接触しない場所で休養させ、保護者との相談のうえ、必要があれば帰宅とする。 □こうした対応は、養護教諭や担任だけでなく、全職員で連携して対応できるよう体制を整備しておく。等
学校生活全般	<うがい・手洗い等> □登校時の教室に入る前や、給食の前後、外から教室に戻る時、トイレの後といった際の、こまめなうがい・手洗い・洗顔を指導する。

	□基本的には流水と石けんで 30 秒程度かけて手洗いをさせる。石けん等に過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなど配慮を行う。 □手洗いの際、洗い場に集中しないよう指導する。 □こまめな水分補給を行うよう指導する。授業中にも水分補給を行うことを認める。等 <換気等> □換気のため、各教室は 2 方向の窓を開けておく。加えて、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。 □気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30 分に 1 回以上）数分間程度、窓を全開する。 □冷暖房器具を使用する場合も窓を開けた換気を行う。 □換気の程度や室温等については、天気や教室の位置によって異なるため、必要に応じて学校薬剤師と相談し、児童・生徒の服装についても配慮する。 □体育館のような広く天井の高い場所でも、換気を行う。等 <座席配置・マスク着用> □児童・生徒の座席について、向かい合わせを避け、飛沫がかからないような十分な距離を保つ。 □通常マスクを着用させる。近距離での会話や発声が必要な場合は、マスクの着用を徹底させる。等 <共用部分等の消毒対応> □特に多くの児童・生徒や教職員が手を触れる箇所（蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1 日 1 回以上消毒液を使用して清掃を行う。（消毒液としては次亜塩素酸ナトリウム水溶液を推奨） □次亜塩素酸ナトリウム水溶液（5 ページ参照）を使用する場合には、手袋を着用し、消毒後に水拭きを行う。 □教材、教具、情報機器等、児童・生徒間の共用を避けるのが難しいものについては、適宜消毒を行う。また、児童・生徒に対し、これらを使用する前後には手洗いするよう指導する。等
授業時	□感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導計画の順序を変更するなど、当分の間行わない。 例）・音楽における狭い空間や密閉状態での歌唱指導や身体の接触を伴う活動 ・家庭科における調理等の実習 ・体育における密集する運動や、近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い運動 ・児童・生徒が密集して長時間活動するグループ学習 ・運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童・生徒が密集して長時間活動する学校行事 等 □各教科で感染防止の工夫・配慮を行う。 例）・体験活動などは、身体接触（握手やハイタッチ等）を伴わないように留意。 ・材料や用具を共同で使ったり、交換したりしないよう留意。共同で扱う場合は、活動の前後に手を洗うこと。等
給食時	□「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行う。

	□配食を行う児童・生徒及び教職員について、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗淨したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は、給食当番を代えるなどの対応をとる。 □配食時のマスク着用を徹底する。 □児童・生徒等全員が食事の前の手洗いを行うよう徹底する。 □食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔をできるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。 □配膳の過程を簡略化し、関わる人数や時間を減らす等、感染防止のための工夫を行う。等
休み時間	□休み時間中の行動について、必要なルールを設定する。 □全校一斉の休み時間は避け、管理者の目が行き届く範囲でグループごとに短い休憩時間をとるようにする。 □トイレ休憩については混雑しないよう動線を示して、グループに分けて実施する。 □廊下で滞留しない。会話をする際にも一定程度距離を保つ。 □お互いの体が接触するような遊びは行わない。
清掃時	□感染防止の観点から、当分の間は児童・生徒による清掃活動は実施しない。 □教室内の環境維持やごみ処理を行う者の感染リスク低減の観点から、例えば、ごみの持ち帰りの指導や、学年ごとに集約したごみ箱を廊下に設置するなどの工夫を行う。
保健室にて	□3密防止のため部屋のレイアウトを変更する。 □一度に多くの児童・生徒が来室した際の対応マニュアル等を作成し実行する。 □対応する教職員と来室する児童・生徒は常にマスクを着用する。 □必要に応じてゴーグル、使い捨て手袋、フェイスシールド等を装着し、飛沫感染防止を図る。 □対応するごとにうがい、手洗い又はアルコール消毒を行う。 □ごみは個々に密閉し、袋を二重にして捨てる。 □児童・生徒の発熱等の風邪症状などを確認した場合には、保護者等と相談のうえ、安全に帰宅させる。学校に留まる際には、他の者との接触を避ける。 □ドアノブ等の共用部分については、休み時間終了後ごとなど、こまめに消毒液等を使用して清掃する。
学校図書館にて	□基本的には他の教室同様の感染防止策を講じる。 □読書や学習用の座席について、対面や近距離とならないような配置に変更する。 □一度に多くの児童・生徒が集まることがないように、例えば学年ごとに利用時間を区切るなど制限する。 □貸出しの際に近距離で対面することがないように、貸出し方法を変更する。 □本を扱った後の手洗いを徹底する。 □開館する時間帯には教職員が常駐し必要な対応・指導を行う。等

「新しい生活様式」の実践例

（１）一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の３つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、**できるだけ2m（最低1m）**空ける。
- ☐ 遊びにいくなら**屋内より屋外**を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り**真正面を避ける**。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、**症状がなくてもマスク**を着用
- ☐ 家に帰ったらまず**手や顔を洗う**。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ **手洗いは30秒程度**かけて**水と石けんで丁寧に**洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

（２）日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに**手洗い・手指消毒** ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「**3密**」の回避（**密集、密接、密閉**）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



（３）日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離がオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

（４）働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

(2) 感染防止のための指導

- 学校の教育活動再開に当たっては、児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染防止について、十分な時間をかけ具体的に指導を行うこと。
- 登校を再開した際には、嬉しさでつい気持ちが緩んでしまう児童・生徒や、感染するのではないかと不安を抱えている児童・生徒など、様々な状態が考えられる。
- 学校が行う感染症対策が有効に働き、児童・生徒の安全・安心を確保するためには、児童・生徒が新型コロナウイルスに関する正しい知識を身に付けるとともに、これらの感染症対策について、児童・生徒が感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるようにすることが必要。
- そのため、各学校では、次に記載した、文部科学省作成の「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用し、発達の段階に応じた指導を行うこと。

【参考】指導事例

文部科学省 保健教育指導資料「新型コロナウイルス感染症の予防」（令和2年4月）
（子ども教育支援課まとめ）

指導例① 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策	
ねらい	自分の生活や行動を振り返り、感染防止のために、一人ひとりが気を付けなくてはいけないことを理解し、実践できるようにする。
内 容	○ウイルスは、自分自身で増えることはできないが、粘膜などの細胞に付着して入り込んで増えること。 ○新型コロナウイルス感染症は、現時点（令和2年4月）では、飛沫感染または、接触感染によって感染するとされていること。 ○感染症を予防するには、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが有効であること。 ○ウイルスから身を守るために、換気など周囲の環境を衛生的に保ち、正しい手洗いの方法を身に付けること。 ○ウイルスに感染していても症状が出ない場合があり、その人たちが、知らないうちに感染を拡げてしまうことがあること。 ○妊婦や高齢者、基礎疾患がある場合は、重症化するリスクが高いことが報告されていることから一層注意が必要であること。 ○ウイルスから、自分自身を守るため、そして、大切な人を守るため、「不要不急の外出を避ける」「3密を避ける」等の感染症の予防策の徹底が必要であること。 ○行動が制限されている中でも、家族や友人と、「3密」を避けて工夫した交流をすることで心身の健康を保つようにすること。 ○私たち一人ひとりが、感染症を予防するためにできることをしっかりやっていくことが大切であり、自分の生活や体調を振り返り適切に行動することが感染拡大防止にもつながること。

指導例② 感染症の予防 1（手洗い）

ねらい	正しい手洗いの方法を知り、実践できるようにする。
内容	○手洗いは接触感染を予防するのに効果があること。 （手にウイルスがついた状態で口や鼻を触ることで粘膜から感染するから） ○手洗いは正しい方法で行わないと予防にならないこと。 （さっと洗っただけでは、爪の裏や手のしわ、指紋の間にいたウイルスが水分で浮き出て、手のひらにウイルスが広がってしまうから） ○手のひらだけでなく、手の甲、指先、爪の間、指の間、親指の付け根、手首も洗うようにすること。（爪の間、指の間や親指の付け根などには細菌が残りがやすいから） ○洗い終わったら、清潔なハンカチやタオル、ペーパータオルなどでよくふき取って乾かすこと。また、ハンカチ等は共用しないこと。 ○爪を短く切り、清潔にしておくことも必要であること。

接触感染に注意！

新型コロナウイルスの感染経路として
飛沫感染のほか、**接触感染**に注意が必要です。

人は、“無意識に”顔を触っています！

そのうち、目、鼻、口などの**粘膜**は、
約**44パーセント**を占めています！

手洗いのすすめ

水とハンドソープで、ウイルスは減らせます！

（参考文献）森功次他：感染症学雑誌.80:496-500(2006)

手洗いの、5つのタイミング

公共の場所から帰った時、咳やくしゃみ、鼻をかんだ時、ご飯を食べる時、乗客の人のケアをした時、外にあるものに触った時

厚生労働省ホームページから

指導例③ 感染症の予防 2（咳エチケット）

ねらい	「3つの咳エチケット」と「正しいマスクの付け方」を知り、実践できるようにする。
内容	○飛沫感染とは、感染者の咳やくしゃみ、つばとともに放出されたウイルスを他者が口や鼻から吸い込んで感染することを言う。（飛沫は1～2m 飛ぶと言われています。） ○飛沫感染を防ぐためにも、何もせずに咳やくしゃみをしたり、咳やくしゃみを手でおさえたりせずに、3つの咳エチケットを実践すること。 <3つの咳エチケット> ① マスクを着用する。（口・鼻を覆う。） ② マスクがないときは、ティッシュやハンカチで口・鼻を覆う。 ③ マスクがなく、とっさの時は袖で口・鼻を覆う。 <正しいマスクのつけ方> ① 鼻と口の両方を確実に覆う。 ② ゴムひもを耳にかける。 ③ 隙間がないよう鼻まで覆う。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

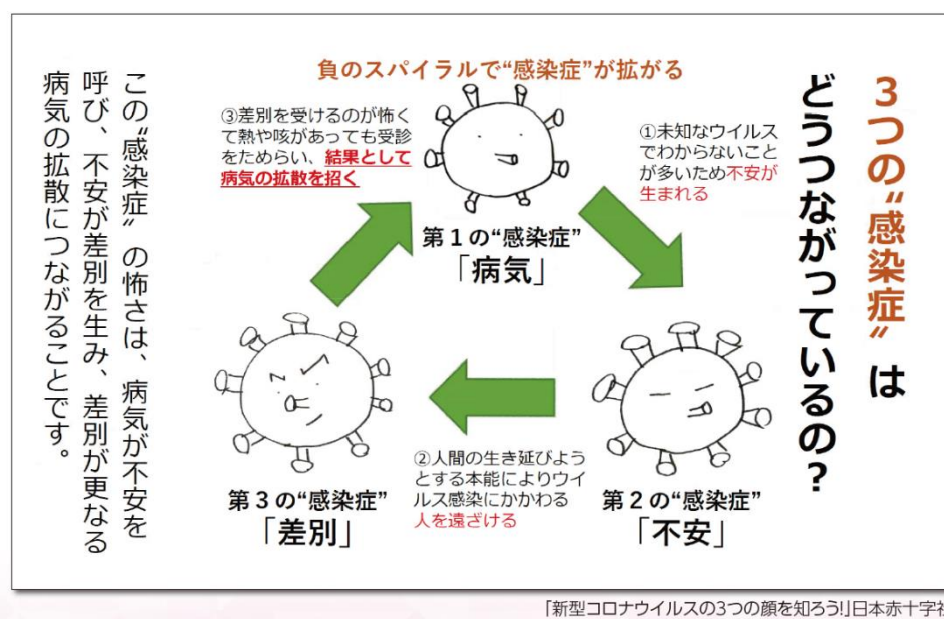
電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう

「3つの咳エチケット」首相官邸・厚生労働省

指導例④ 感染症の予防 3（3つの密）	
ねらい	新型コロナウイルス感染症を予防するための3つの密を理解し、適切に行動できるようにする。
内 容	1 換気の悪い密閉空間（空気の入替えのできない場所、窓のない場所） 2 多数が集まる密集場所（たくさんの人が集まる場所） 3 間近で会話や発声をする密接場面（人と人との間が近い場面） ○この3つの条件がそろった場所では、クラスター（集団）発生リスクが高いこと。 ○日頃の生活の中で3つの「密」が重ならないように工夫することが必要であること。 ○3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「密閉」「密集」「密接」しないようにすること。

指導例⑤ 正しい情報の収集	
ねらい	新型コロナウイルス感染症に関する情報を得るためにはどうしたらよいか考え、実践できるようにする。
内 容	○公的機関などがホームページ等で提供する正確な情報を入手し冷静な行動をとること。（首相官邸、厚生労働省、文部科学省、国立感染症研究所など） ○SNS で氾濫しているデマや誤った情報に惑わされないよう注意すること。 ○情報が多すぎると必要以上に不安や心配な気持ちを引き起こす恐れがあるので、新型コロナウイルス感染症に関する情報やニュースにばかりに触れ続けるのは避けたほうがよいこと。 ○心配なことがあったら、一人で抱え込まずに、周囲の人に相談すること。

指導例⑥ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見	
ねらい	新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるようにする。
内 容	○感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持に当たる方等とその家族に対する誤解や偏見に基づく差別は許されないこと。 ○見えないウイルスへの不安から、特定の対象（※1）を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見が起こること。 ※1 ・感染症が広がっている地域に住んでいる人 ・咳をしている人 ・マスクをしていない人 ・外国から来た人 ○差別や偏見のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、悪い情報ばかりに目を向けないこと、差別的な言動に同調しないことが大切であること。



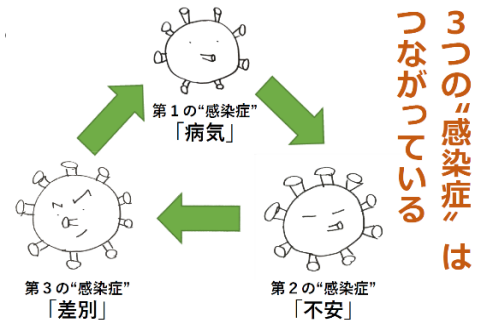
【参考】指導事例

新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！ ～負のスパイラルを断ち切るために～

参考・出典：日本赤十字社

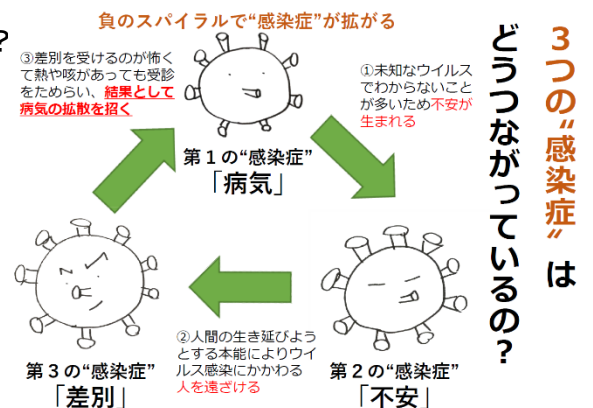
1 新型コロナウイルス感染症の「3つの“感染症”」を知る

- 第1の“感染症”：病気そのもの
- 第2の“感染症”：不安と恐れ
- 第3の“感染症”：嫌悪・偏見・差別



2 「3つの“感染症”」は、どうつながっているか？

- なぜ、第1の“感染症”が第2の“感染症”を引き起こすのか？
- なぜ、第2の“感染症”が第3の“感染症”を引き起こすのか？
- なぜ、第3の“感染症”が第1の“感染症”を引き起こすのか？

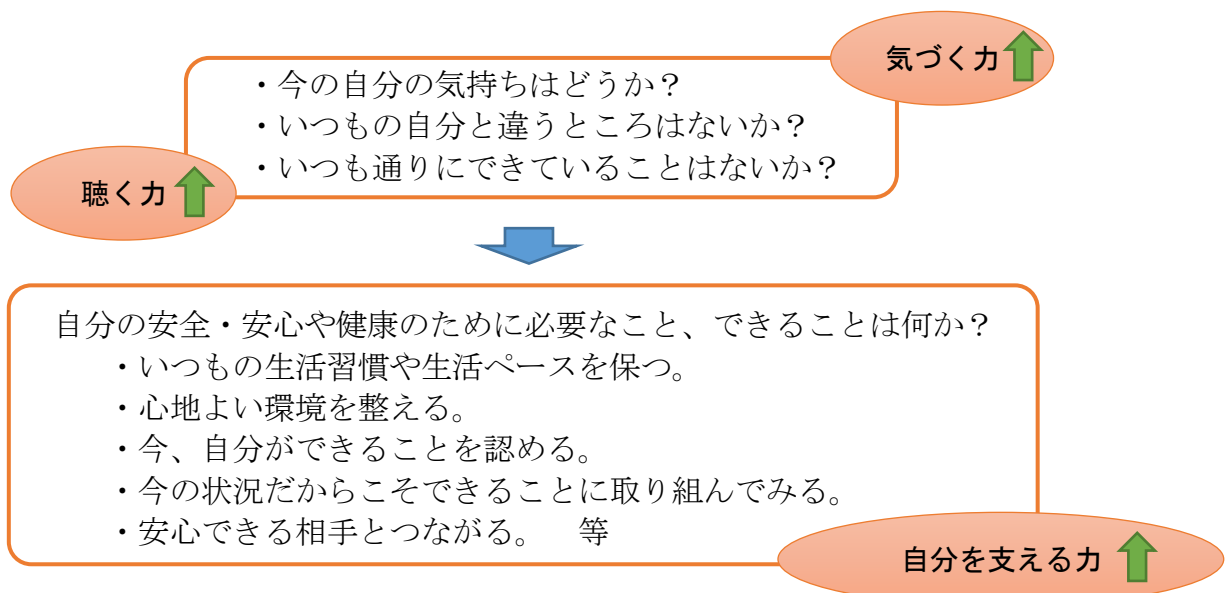


3 「第1の“感染症”」を防ぐために、自分たちができることは何か？

「手洗い」「咳エチケット」「人混みを避ける」等

自分のためだけではなく、周りの人のためにも、一人ひとりが衛生行動を徹底する。

4 「第2の“感染症”」に振り回されないために、自分たちができることは何か？



5 「第3の“感染症”」を防ぐために、自分たちができることは何か？

○あなただったらどうする？

SNSを見ていると、
「拡散希望！●●病院の医師です。△△を飲むと、新型コロナウイルス感染症が治ります！」
という投稿がありました。あなただったらどうする？

○あなただったら、どんな気持ちになる？

親友のお母さんは看護師さんで、病院で一生懸命働いています。
ある友だちが、その親友に「コロナがうつるから、こっちにこないで。」と言っていました。あなただったら、どんな気持ちになる？

○「第3の“感染症”」を防ぐために、あなたができることは何か？

- ・相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしない。
 - ・「どのような言葉に気をつけたらよいか」等を、相手の身になって考える。
 - ・この緊急事態に対応している、すべての方々（※）をねぎらい、敬意を払う。 等
- （※）
- ・小さな子どものいる家庭
 - ・高齢者
 - ・治療を受けている方やその家族
 - ・自宅待機している方
 - ・医療従事者
 - ・社会機能の維持にあたっている方 等

6 「3つの“感染症”」をみんなで乗り越えるために、あなたが「今」できることは何か？

◇資料等

◎地域の状況、児童・生徒の発達の段階等に応じて、御活用ください。

- ・新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～
- ・新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～
(ふりがな付き)
- ・振り返りシート
- ・振り返りシート (ふりがな付き)

◎日本赤十字社が、その職員向けに作成したガイドですが、新型コロナウイルス感染症対応に従事されている方々にもお役立ていただける約13分の動画となっています。
次のURLから視聴できます。

- ・「こころの健康を維持するために (動画)」
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200330_006139.html

4 段階的再開から通常登校への移行

- 5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」では、次のように示されている。

～略～ 学校における感染拡大のリスクがなくなるものではなく、引き続き万全の感染症対策を講じていただく必要がありますが、同時に、社会全体が、長期間にわたり、この新型コロナウイルス感染症とともに生きていかなければならないという認識に立ちつつ、子供たちの健やかな学びを保障することとの両立を図っていくことが重要です。

～略～ 学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、授業時数の確保に努めることは当然のこととして、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であることを踏まえ、感染症対策を講じながら最大限子供たちの健やかな学びを保障することを目指して、～略～

- この認識のもと、各市町村教育委員会及び各学校では、慎重に学校の教育活動を通常登校に移行していくとともに、移行した後も、感染の第二波、第三波を念頭に置きながら、引き続き感染防止策を徹底したうえで、計画的な教育活動を推進していく必要がある。

(1) 通年でのカリキュラム・マネジメント

- 各学校においては、令和2年度の教育課程を全教職員で見直すこと、さらに今後も、感染状況等を踏まえながら、その時々において、不断のカリキュラム・マネジメントを行っていくことにより、教育活動の質の向上を図ること。
- 各学校において教育課程を見直す際には、**全ての児童・生徒の学習意欲の維持・向上に最大限、留意すること。**

- 「当初学校が教える予定だった知識や技能を過不足無く伝授すること」だけに偏らず、児童・生徒に身に付けてほしい資質・能力の三つの柱をバランスよく育んでいくこと。

【資質・能力の三つの柱】

知識及び技能

思考力・判断力・表現力等

学びに向かう力・人間性等

- 家庭での学習課題を、学校での教育活動と効果的に連動させたいと、教育課程（教科等の年間指導計画）にしっかりと位置付け、計画的に学習課題を提供すること。
- 「学習の遅れを一刻も早く取り戻すこと」という考えにとらわれず、全ての児童・生徒にとって無理のない、長期的な指導計画とすること。そのために、各教科とも次年度の指導計画との連動を図ること。
- ただし、義務教育のまとめとなる中学校第3学年においては、次年度の指導計画に連動させることが困難であることを踏まえ、他学年より優先的に指導できるカリキュラムを編成すること。

➤ 県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（令和2年5月）」を参照のこと

【参考】 5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」より抜粋

- 学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成を目指す資質・能力）を意識したうえで、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化し、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直すこと。
- その際、知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために、各教科等を通じて「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」をバランスよく育成するものとする。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法の工夫・改善を図ること。
- 学校全体として、地域の状況や児童生徒一人一人の状況を丁寧に把握し、教科等横断的な視点で児童生徒の学校生活の充実を図れるよう、教育活動や時間の配分等を検討するとともに、地域や家庭の協力も得て児童生徒の学習の効果を最大化できるようカリキュラム・マネジメントを行うこととし、各自治体や国がその取組を最大限支援すること。

【参考】令和2年度指導計画の見直し 例

□臨時休業中の学習の実施状況の把握と指導計画の見直し

- 臨時休業中の家庭学習の状況を踏まえ、改めて、各教科・科目等の学習内容について整理し、再開後に扱う単元、学習内容等を定める。年間指導計画等を見直しを行い、必要に応じて、計画の変更や内容の精選等を行う。
- 検討に当たっては、学習指導要領に規定されている「何ができるようになるか」（育成をめざす資質・能力）に基づき単元の評価規準として設定している資質・能力の育成に向けて、「何を学ぶか」（指導すべき内容）を明確化するとともに、今般の事態を受けた様々な環境変化を踏まえて「どのように学ぶか」（指導方法）を柔軟に見直す。
- 感染リスクの低減を図りながらも、「主体的・対話的で深い学び」を実現する授業の工夫改善に取り組むとともに、家庭における学習も「主体的・対話的で深い学び」につなげるよう学習指導の在り方の工夫を図る。
- 臨時休業中の家庭学習において扱った単元において未実施となっている実技、実験、実習については、学校の教育活動再開後の早い時期に優先的に扱うこととするなど、指導計画の変更を行う。

□学習の補填についての考え方

- 年間指導計画及び単元の指導計画に基づき行われた臨時休業中の家庭学習に関して、その学習成果を適切に把握し評価することにより、当該単元については、再度指導する必要がないものと校長が判断した場合は、当該単元に係る学習については補填する必要はない。
ただし、児童・生徒の取組状況を適切に把握し、目標の実現状況について「努力を要する」状況の児童・生徒に対しては、必要な手立てを講じ、適切に指導・支援する。

- 学習を補填するに当たっては、①長期休業期間の短縮による授業時間数の補充に加えて、②週休日における授業（土曜授業）の実施による授業時間数の補充、③平日の補習等の実施による学習内容の補填の組合せ等により学習の補填を行うことができる。ただし、児童・生徒や教職員の負担が過重とならないよう配慮する。
- 特に最終学年の学習指導・評価については、設定しているすべての観点について見とることができるよう、当該単元で扱うこととしている実技、実験・実習などの家庭学習で実施することが難しい内容について、授業において優先して扱い補填することが必要である。
- 授業時数を補うための方法としては、例えば次のとおり。
 - ・ 学校行事の中止・延期・縮小
 - ・ 学期始末の午前日課を午前・午後日課に変更
 - ・ モジュール学習の設定
 - ・ 総合的な学習の時間の一部を学校外学習活動で実施
（年間時数の 1/4 程度まで実施可 H31.3.29 付 文科省通知より）
 - ・ 学校行事の時数を総合的な学習の時間に代替（学習指導要領総則解説より） 等

＊ なお、年間授業時数が学習指導要領上の標準時数を下回ったとしても、それだけで問題となることはありません。

- 市町村教育委員会では、各学校における指導計画の見直し状況を把握したうえで、学校の教育活動再開後に必要となる授業時数を確保するために、必要に応じて長期休業期間や土曜日における授業日の設定等について検討する。

その際には、児童・生徒や教職員の負担が過重とならないよう配慮すること。

【参考】県立学校における令和２年度長期休業等の活用予定

県立高等学校・中等教育学校

- ・ 各学校の学年の休業日（年度始・末休業、夏季休業、冬季休業）の日数については、現在「神奈川県立高等学校の管理運営に関する規則」及び「神奈川県立中等教育学校の管理運営に関する規則」により、学年で通算して 60 日以内と定めているが、令和２年度に限り、40 日から 35 日の間で設定すること。ただし、その設定に当たり、令和２年 8 月 7 日（金）から 8 月 16 日（日）の 10 日間については、各学校とも夏季休業期間に必ず含めること。

県立特別支援学校

- ・ 夏季休業：8 月 1 日（土）～8 月 23 日（日）

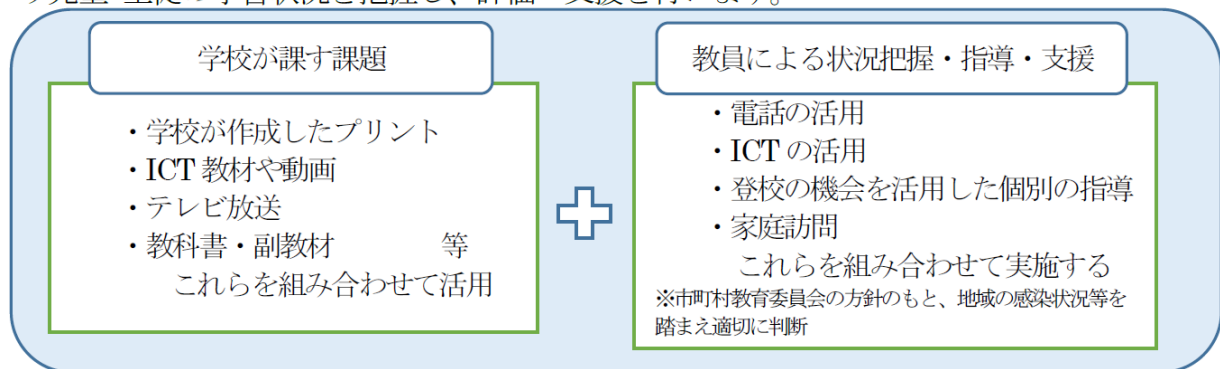
(2) 学習指導と評価

ア 年間の学習指導・評価の進め方

- 各学校では、学校全体で見直し、変更した指導計画に基づき、年間の学習指導を適切に進めること。

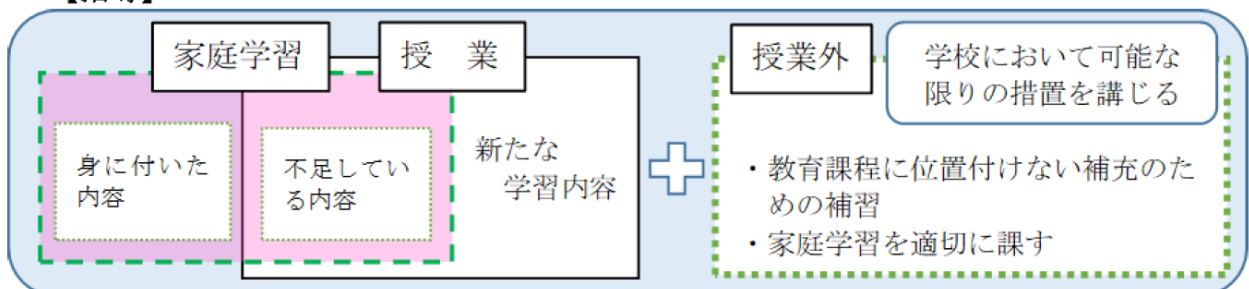
【参考】年間の学習指導・評価の進め方 例（全教科共通）

- ① 臨時休業期間における家庭等での学習については、学校が学習課題を課し、教員が可能な限り児童・生徒の学習状況を把握し、評価・支援を行います。

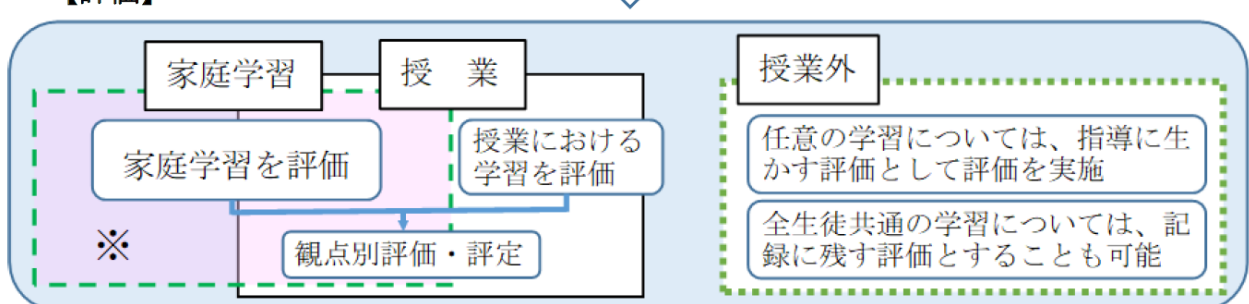


- ② 教育活動再開後の学習指導については、把握した児童・生徒一人ひとりの学習状況を踏まえ、授業や補習等において必要な指導・支援を行った上で、適切に成果を評価します。

【指導】



【評価】



- なお、次の要件のもとで学校が課した家庭学習の状況及び成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断した場合には、授業で再度取り扱わないことができます。

＜要件＞① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

- ② 当該家庭学習における児童・生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

○ 各学校においては、児童・生徒一人ひとりの学習状況を丁寧に把握したうえで、観点別の評価を行い、個別の学習指導・支援を行うとともに、必要な授業改善を行うこと。

➤ 児童・生徒の学習評価については、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、各学校において総合的に判断して行う。

➤ 各中学校における「定期試験」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討し、適切に判断すること。

➤ 各学校における「学期末の評定」については、各教科等における学習指導の進捗状況等を踏まえ、市町村教育委員会と連携のうえ、実施の有無、実施時期や実施方法等を検討すること。

*** ただし、義務教育のまとめとなる中学校第3学年の学習指導・評価は、県内全ての中学校で一定の教育水準の維持・均等化が図られる必要があることから、中学校第3学年の「学期末の評定※」の取扱いについては、後日、別途お知らせします。**

※神奈川県公立高等学校入学者選抜における調査書の学習の記録「第3学年の評定」を含む。

イ 年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難な場合の対応

○ 各学校では、今後も地域の感染状況等により、再度臨時休業や分散登校を実施する等の事態も想定し、ICT活用も含め、学校における学習指導と家庭学習への指導との両面から、柔軟な対応が可能となるよう準備を進め、その時々で必要な対応を行うこと。

○ 学校における指導の充実を最大限図ったうえで、なお年度当初予定していた内容の指導を本年度中に終わることが困難である場合には、次のような**特例的な対応が補完的な取組として考えられること。**

【参考】 5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」より抜粋

① 次年度以降を見通した教育課程編成

今年度在籍している最終学年以外の児童生徒（小学校第1学年から第5学年まで、中学校第1学年・第2学年、高等学校第1学年・第2学年等）に係る教育課程に関する特例的な対応として、各学校において本年度指導を計画している内容について学年内に指導が終えられるように努めても、なお臨時休業及び分散登校の長期化などにより指導を終えることが難しい場合には、学校教育が協働的な学び合いの中で行われる特質を持つことに鑑み、学校行事等も含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めていくことが大切であること等を踏まえ、令和3年度又は令和4年度までの教育課程を見通して検討を行い、学習指導要領において指導する学年が規定されている内容を含め、次学年又は次々学年に移して教育課程を編成する。

※今後、文部科学省において上記特例的な対応を可能とするために必要な制度的措置を講じるとともに、義務教育段階については、教科書発行者と協力して参考資料の提供を行う予定。

② 学校の授業における学習活動の重点化

臨時休業及び分散登校の長期化などにより学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

授業以外の場において行うこととする学習活動については、ICT の活用を含む多様な学習活動を学校の指導計画に位置付け、学習指導員の活用や地域・家庭等との連携も図ることにより、指導の充実を図り、その状況・成果を丁寧に把握する。また、内容の定着が不十分な児童生徒に対しては個別に指導を行う。

なお、児童生徒が密集して長時間活動する学習活動等、感染症対策を講じてもなお感染の可能性が高い学習活動については、指導順序の変更や教師による適切な事前・事後指導と授業以外の場における学習の組合せによる指導計画の立案など、各教科等の指導計画を見直し、必要な措置を講じる。

※今後、文部科学省において人的・物的体制整備を含む取組を示すとともに、義務教育段階については、文部科学省と教科書発行者が協力し、各教科等の留意事項や具体的な活動例等の参考資料を示す予定。

➤県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（令和2年5月）」を参照のこと

ウ 補充的な学習指導・支援

- 各学校では、児童・生徒一人ひとりの、これまでの家庭学習の状況や成果、定着の度合い等をしっかりと確認し、**補充のための授業や補習の実施など、学習の遅れを補うための可能な限りの措置**を講じること。
- 特に**学習内容の定着が不十分な児童・生徒に対しては、別途、個別に補習を実施する、追加の家庭学習を適切に課すなどの必要な措置**を講じること。
- 各学校では、補充のための授業や補習の実施に当たり、県教育委員会が令和2年度に配置する学習指導員等を有効に活用するとともに、家庭・地域との連携・協働に努め、取組を充実させること。

(3) 学校行事等

- 各学校では、各教科等の授業時数の確保に努めつつ、児童・生徒にとっての学校行事や児童・生徒会活動、クラブ活動、部活動等がもつ教育的な意義を踏まえ、予め、その活動時間の確保にも留意しておくこと。
- その際には、感染防止の観点から、児童・生徒の安全・安心を第一とし、
 - 視点1 各活動のねらいを改めて確認し、関連するものは統合する
 - 視点2 3密防止などの感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い活動は行わない
 - 視点3 準備や練習の時間を最小限とするといった観点から実施計画を抜本的に見直し、実施の有無を検討すること。

【参考】検討・判断基準等の例

感染防止に加え、次のことを考慮し総合的に判断

- ①学校経営方針や今年度の重点目標の実現に向けて優先性があるか。
- ②ねらいの達成に向けて、他の行事や取組で代替不可能か。
- ③児童・生徒や教職員へ過重な負担がかからないか。
- ④慣習や前例踏襲ではなく、児童・生徒の学びにとって不可欠か。

中止等を判断する際の考慮事項

- ①児童・生徒や家庭・地域の目線から、この状況での実施に納得が得られるか。
- ②中止する学校行事のねらいを、他の取組でどのように代替できるか。
- ③中止によって、実行委員等に出選されていた児童・生徒のケアは可能か。
- ④中止等の変更によって生じた時間数の活用方法は明確であるか。

児童・生徒や家庭・地域等との共有事項

- ①学校全体に関わる行事や関係団体と協働する行事については、学校運営協議会や学校評議員会、PTA 本部役員や関係団体等との協議を経て決定する。
- ②決定した変更内容については、判断の経過や決定理由を含め、児童・生徒に分かりやすく説明するほか、学校ホームページや学校だよりによる周知をはじめ、家庭・地域への情報提供を丁寧に行う。
- ③児童会・生徒会に関わる行事については、実施の判断やその在り方も含めて、児童・生徒の意見をもとに、可能な限り主体的に決定、実践させることが望ましい。
- ④学年や学級単位の行事については、教職員と児童・生徒が話し合いを重ねながら、限られた時数の中で、学年づくり、学級づくりのために必要な取組を絞り込み、主体的・協働的な実践となるよう指導・支援する。

▶ 県教育委員会作成「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業に伴う学習等に関する指導資料（令和2年5月）」を参照のこと

5 特に配慮すべき学年への対応

- 5月15日付け文部科学省初等中等教育局長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」では、次のように示されている。

感染症対策として分散登校を行う際には、進路の指導の配慮が必要な最終学年（小学校第6学年・中学校第3学年等）の児童生徒が優先的に学習活動を開始できるよう配慮すること。併せて、最終学年以外の指導においては、教師による対面での学習支援が特に求められる小学校第1学年の児童にも配慮すること。

- これを踏まえ、学校の教育活動再開に当たり、特に配慮を要する学年として、小学校第1学年、小学校第6学年、中学校第3学年について、指導上の工夫・配慮事項等について記載する。他学年の指導においても参考とすること。

（1）小学校第1学年について

入学式を行った後、ずっと自宅で過ごしている新1年生の児童。小学校での学びに期待する一方で、新たな生活への不安をもつ児童もいることでしょう。保護者にとっても、初めて学校に入学した我が子の大切な時期に休校となり、不安が高くなっていることと推察します。

このような状況の中で、小学校第1学年の児童の学校再開時の対応には、特段の配慮が必要です。そこで、新1年生の児童が学校生活をスムーズにスタートさせるために、スタートカリキュラムの実施が例年よりもさらに重要な役割を果たすと考えられます。

＜スタートカリキュラム＞

スタートカリキュラムは、幼児期の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、児童が安心して自分の思いや力を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための、小学校入学当初のカリキュラムです。スタートカリキュラムを実施するに当たっては、生活科を中心として他教科等との合科的・関連的な指導や、短時間授業を組み合わせるなど、弾力的な時間の設定などの工夫をすることが大切です。

入学してきた児童は、ゼロからのスタートではなく、幼児期に身に付けた力をもとに、小学校での学びによって豊かな学校生活を創り出す学習者です。カリキュラムを編成するうえでは、幼児期の教育においてめざす「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」との関連を考慮することが大切です。

＜幼児期の終わりまでに育ってほしい姿＞

幼稚園教育要領 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼保連携型認定こども園教育・保育要領 第1 3 幼保連携型認定こども園の教育及び保育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

保育所保育指針 4 幼児教育を行う施設として共有すべき事項（2）幼児期の終わりまでに育ってほしい姿 より

健康な
心と体

自立心

協同性

道徳性・規範
意識の芽生え

社会生活と
の関わり

思考力の
芽生え

自然との関わり・
生命尊重

数量や図形・標
識や文字などへ
の関心・感覚

言葉による
伝え合い

豊かな感
性と表現

【参考】小学校学習指導要領第2章第5節生活（平成29年告示）「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1（4）より抜粋

他教科との関連を積極的に図り、指導の効果を高め、低学年における教育全体の充実を図り、中学年以降の教育へ円滑に接続できるようにするとともに、幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育って欲しい姿との関連を考慮すること。特に小学校入学当初においては、幼児期における遊びを通した総合的な学びから他教科等における学習に円滑に移行し、主体的に自己を発揮しながら、より自覚的な学びに向かうことが可能となるようにすること。その際、生活科を中心とした合科的・関連的な指導や、弾力的な時間の設定を行うなどの工夫をすること。

【参考】スタートカリキュラムの具体例

	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目
朝	荷物の片づけ できるかな？ 連絡帳をだそう 何して遊ぶ？	荷物の片づけ できるかな？ 連絡帳をだそう 何して遊ぶ？	荷物の片づけ できるかな？ 連絡帳をだそう 何して遊ぶ？	荷物の片づけ できるかな？ 連絡帳をだそう 何して遊ぶ？	荷物の片づけ できるかな？ 連絡帳をだそう 何して遊ぶ？
朝の会	今日も元気かな？ 今日は何する？	今日も元気かな？ 今日は何する？	今日も元気かな？ 今日は何する？	今日も元気かな？ 今日は何する？	今日も元気かな？ 今日は何する？
1時間目	手遊びタイム 今日の絵本 クイズ クイズ！ な～んの クイズ！	手遊びタイム 今日の絵本 朝の歌	今日の絵本 朝の歌 からだじゃんけん選 手権	今日の絵本 朝の歌 音に合わせて体操し よう	今日の絵本 今日の先生はだれ？ &質問コーナー 音に合わせて踊ろう
2時間目	友だちできるかな？ 自己紹介をしよう	工作だいすき 折り紙できるかな？	学校たんけんに 出かけよう！ どんな教室 あるのかな？	工作だいすき 粘土でつくる すきな動物	学校たんけん クイズ！ わたしは だれでしょう？
3時間目	春の学校 校庭の春みつけ お気に入りミッケ 春みつけビンゴ	元気な体 外遊具で遊ぼう	校長先生はどこだ！ 教頭先生はどこだ！ 保健の先生は どこだ！ びっくりしたよ！ 発見したよ！	春の学校 春のTシャツを 作ろう	図書室たんけん隊 すきな本は あったかな？

※登下校、また学校での生活に不慣れな1年生の安全に十分配慮します。

※「園でできたことが学校でもできた」「家でできたことが学校でもできた」というように幼児教育及び家庭での学習とのつながりを意識し、子どもたちの自信と意欲を高めます。

※教員が、子どもたちの思いや願いを受け止め、子どもたちが気付いたことやできるようになったことを価値付ける言葉がけが大切です。



【参考】2年間を見通したカリキュラム・マネジメント 例



合科的・関連的な指導と家庭学習とのつながりを生かす学習内容の工夫により、児童の学びを保障する2年間の指導計画を総合的・弾力的に作成していきます。

学年	時期	単元例	内容	時数
1年	4月	がっこうたんけんを	(1)	20
	5月	しよう		
	6月	はなをそだてよう	(7)	8
	7月	なつをたのしもう	(4)	8
			(5)	
			(6)	
	9月	いきものとなかよくなろう	(7)	6
		あきをたのしもう	(5)	21
	10月		(6)	
	11月	じぶんでできることを	(2)	12
		みつけよう		
	12月	ふゆをたのしもう	(4)	9
			(5)	
	1月		(6)	
	2月	2ねんせいにおかて	(8)	18
	3月		(9)	
計				102
2年	4月	2年生になって	(9)	6
			(5)	
	5月	野さいを育てよう	(7)	9
	6月	まちたんけんを	(3)	9
	7月	でかけよう		
	9月	生きものとなかよくなろう	(7)	12
	10月	うごくおもちゃを	(6)	12
		つくってあそぼう		
	11月	まちのしせつをしよう	(4)	6
		まちたんけんを	(3)	12
	12月	でかけよう		
		まちのことを	(3)	12
	1月	つたえよう	(4)	
			(8)	
	2月	3ねんせいにおかて	(2)	27
	3月		(9)	
計				105

学年	時期	単元例	内容	時数
1年	6月	がっこうたんけんを	(1)	20
	7月	しよう	合・関:国・算・音・体・道	
	9月	いきものと	(7)	6
		なかよくなろう	合・関:国・道	
	10月	あきをたのしもう	(5)	18
	11月		合・関:国・音・図・道	(6)
	12月	じぶんでできることを	(2)	12
		みつけよう		
	1月	ふゆをたのしもう	(4)	9
			(5)	
			合・関:国・音・図・道	(6)
	2月	2ねんせいにおかて	(8)	15
	3月		合・関:国・道	(9)
計				80
2年	4月	2年生になって	(9)	15
		春をたのしもう	合・関:国・音・図	(5)
	5月	花を育てよう	(7)	9
	6月	まちたんけんを	(3)	9
		でかけよう	(4)	
	7月	夏をたのしもう	(5)	9
			合・関:国・音・図・道	(6)
	9月	野さいを育てよう	(7)	9
		うごくおもちゃを	(6)	12
	10月	つくってあそぼう	合・関:図	
	11月	まちのしせつをしよう	(4)	6
		まちたんけんを	(3)	12
	12月	でかけよう		
	1月	まちのことを	(3)	12
	2月	つたえよう	(4)	
			合・関:図・道	(8)
	3月	3ねんせいにおかて	(2)	27
			合・関:国・道	(9)
計				105

1年生の植物の栽培活動に取り組むことが難しい時期での学校再開となります。1年生では生きものの飼育のみにするという方法もあります。

内容(5)と(6)をセットで扱う場合、4つの季節を、2学年のどこで扱うか再考することが必要です。

感染症流行の今だからこそ、規則正しく健康に気を付けて生活することも目指している内容(2)を取り扱うことは、大変重要です。家庭学習との連携も有効です。

内容(7)は2学年間にわたって取り扱うことになっていますが、一つの学年で飼育と栽培の両方を扱わなくてもよいことになっています。

内容(6)は、どちらかの学年に扱いを絞り、試行錯誤し没頭する時間を確保して活動を進めていくことも考えられます。

内容(8)では、交流のしかたを再考する必要があります。手紙、電話、ビデオ通話などの方法を工夫し、繰り返し関わり伝え合う活動を行うことが大切です。

※ 合・関: このマークが添付されている所は、合科的・関連的な指導の工夫を行うことが考えられる単元とその教科例です。

(2) 小学校第6学年について

- 小学校第6学年は、小学校の最終学年として学習のまとめを行う区切りの学年です。また、最上級生として様々な学校行事でリーダー的な役割を担う中で、自己肯定感を高める児童が増える一方で、自己に対する肯定的な意識がなかなかもてない児童も見られます。
- 各小学校では、こうした特徴も踏まえ、児童の実態把握、地域資源を含む学校の教育資源の活用、学校再開後から卒業時までの期間に応じたPDCAサイクルの確立等を図ります。

【参考】取組の視点や事例

①改めてめざす子ども像の共有を図る

第6学年の卒業時の姿は、学校としてめざす子ども像そのものです。そこで、改めて全教職員でめざす子ども像の共有を行うとともに、その実現に向けて「チーム学校」としての意識を高めます。

②教科横断的な視点から教育課程の再編成を行う

単なる学習内容の消化ではなく、育成をめざす資質・能力を柱に、教科横断的な視点から教育課程の再編成を行います。なお、各単元では、それぞれの教科指導の視点からの評価をきちんと行うことが大切です。「活動あって学び無し」と言われる状態にならないよう、「教科の学びとして何をねらうのか」について明確にしておきます。

③柔軟な発想で、これまでの教育課程を見直す

柔軟な発想で、これまで当たり前に行ってきた学校行事や児童の学校生活を見直してみることが効果的です。その際、一人で考えるよりも、学年等の複数の先生方と話し合うようにすると、視野が広がり、新しいアイデアが生まれやすくなります。

【話し合いの流れ（例）】

- | | |
|-------|----------------------------------|
| Step1 | 学校行事、掃除や朝の会など、学校で行う様々な教育活動を書き出す。 |
| Step2 | それぞれのねらい、実際の効果や課題を整理する。 |
| Step3 | 今後の改善案を考える。 |

「運動会の時期や種目は？」「遠足の場所は？」「学習発表会や朝の会や掃除、帰りの会は毎日するの？」など、今まで当たり前だと思っていたことも、柔軟な発想で見直してみます。大切なことは、単に「活動を削減すれば時間が増える」ということではありません。本来の目的や効果を改めて見直すことで、一人ひとりの教職員の意識や指導方法の変化を生み出し、取組の質の質的向上につなげていくことです。

④学級担任制と教科担任制をつなぐ

文部科学省が令和元年12月26日に公表した中央教育審議会初等中等教育分科会「新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ」では、令和4年をめどに小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきだということが示されています。

これを踏まえ、この機会に、それぞれの学校、学年にふさわしい指導体制の在り方を考えてみます。その際、単なる中学校の指導体制の前倒しではなく、学校や学級の児童の実態を捉え、学級担任制と教科担任制の間をつなぎ、学習指導、児童指導の効果を高めるための指導体制の構築を図りましょう。

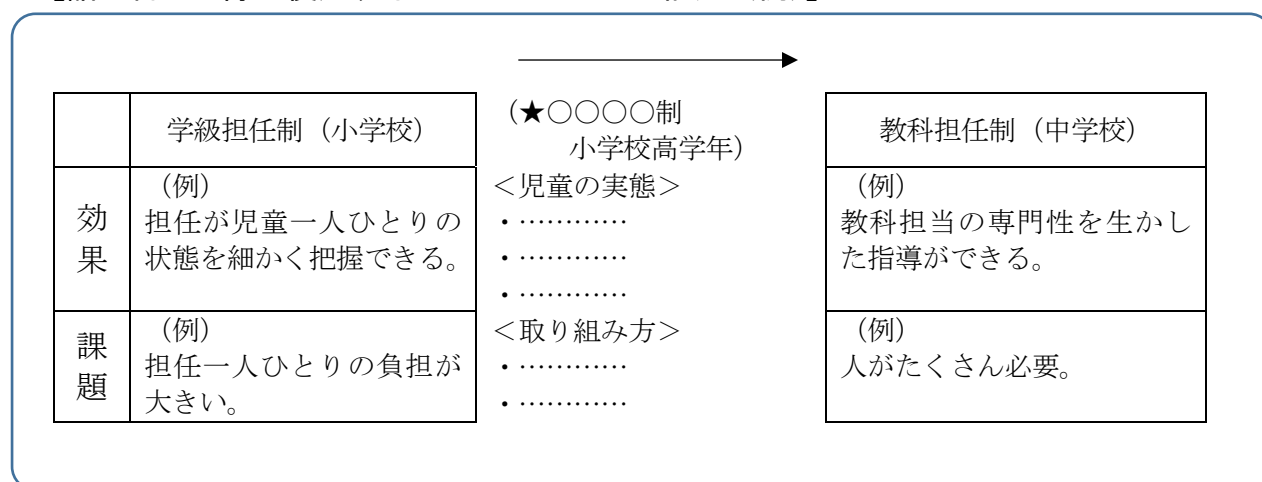
指導体制について教職員間で話し合う際の流れや使用するホワイトボードの記入の例を

紹介します。

【話し合いの流れ（例）】

- Step1 学級担任制、教科担任制の効果と課題を考える。
- Step2 児童の実態を考える。
- Step3 児童の実態、学校の教育資源を踏まえ、学級担任制、教科担任制のそれぞれの効果をいかす、自分たちの学校ならではの教科担任制の取り組み方を具体的に考える。
- Step4 指導のねらいを踏まえ、「〇〇〇〇制」に、どのような言葉がふさわしいか考える。
- Step5 学校だよりや学級通信等を用いて、児童や保護者に取組の狙い、具体的な指導体制を周知する。

【話し合いの際に使用するホワイトボードの記入（例）】



※ 取組を行うに当たっては、児童や保護者にそのねらいや思いを丁寧に説明することが大切です。その際、指導体制について、「教科分担任制」「部分的教科担任制」「学年担任制」など、自分たちの思いが児童や保護者に伝わりやすい名称を設定することも考えられます。



全ての6年生を、全ての教職員で育てる仕組みをつくりましょう。

(3) 中学校第3学年について

- 中学校3年生にとって今回の臨時休業による影響は特に大きいものと考えられます。
 - 卒業後の進路選択を控える生徒及びその保護者にとっての不安
 - 学校行事や生徒会活動、部活動等における活躍の機会が減ることでの意欲の低下
- 各中学校では、こうした状況を踏まえ、生徒一人ひとりの心情に寄り添い、その思いや意見を丁寧に受け止めたうえで、今年度の教育活動を生徒とともに創り上げていくという姿勢をもつことが大切です。
- 特に、各学校で年間指導計画を見直していく際には、特に義務教育のまとめとなる中学校第3学年においては、次年度の指導計画に連動させることが困難であることを踏まえ、他学年より優先的に指導できるカリキュラムを編成することが必要です。
- また、卒業後の進路を見据え、県内全ての中学校で一定の教育水準の維持・均等化が図られるよう適切に学習指導・評価を進めていくことが重要です。
- さらに、進路指導については、進路指導主任を中心とした指導体制に、教育相談コーディネーターを中心とした教育相談体制を加えるなど、学校全体で体制を整え、生徒・保護者一人ひとりに寄りそった進路指導・進路相談に努めるようお願いします。

* 現在、県教育委員会では、本ガイドラインの別冊版として、中学校第3学年の教科別年間指導計画の見直しモデルを作成中です。後日、別途送付します。

* 義務教育のまとめとなる中学校第3学年の学習指導・評価は、県内全ての中学校で一定の教育水準の維持・均等化が図られる必要があることから、中学校第3学年の「学期末の評定※」の取扱い等についても、後日、別途お知らせします。

※神奈川県公立高等学校入学者選抜における調査書の学習の記録「第3学年の評定」を含む。

* 今後、神奈川県公立高等学校の入学者選抜については、状況によって実施の内容が変更される場合が考えられます。変更がある場合は、各市町村教育委員会を通して各学校へお知らせするとともに、神奈川県教育委員会のホームページに掲載します。

6 部活動

- 臨時休業中、自粛としてきた部活動については、感染防止の観点から、活動の再開を慎重に判断すること。
- 児童・生徒の健康状態等を考慮し、段階的に部活動を再開させること。
- 教育活動の段階的再開期間中、分散登校の実施期間は、その趣旨に鑑み、部活動を実施しないこと。

➤ その他、部活動を実施する際の留意事項等については、後日、別途お知らせします。

7 児童・生徒指導、教育相談等

- 学校再開後、すべての教育活動の基盤となる、児童・生徒一人ひとりの生活や心の安定に関して、各学校では、全教職員が児童・生徒の心身の健康状態の把握に努め、日常の何気ない場面からも、児童・生徒の生活や状況の変化に気付こうとする姿勢をもつことが必要である。
- 児童・生徒を多角的・多面的に理解するためにも、複数の教職員が互いの学級の様子について、常に情報共有や意見交換を行うこと。
- 学校再開後、早い段階で、全児童・生徒を対象とした教育相談週間を設定するなど、児童・生徒一人ひとりの状況把握に努めること。

児童・生徒の心のケア

- ・ 臨時休業や外出自粛等の状況の中で、児童・生徒の様々な「ストレス言動」が予想される。

<ストレス言動例>

- ・ 生活習慣の乱れ ・ 昼夜逆転 ・ ゲーム依存 ・ 動かない ・ 動きすぎる
- ・ 対話が少ない ・ 「つまらない」を連呼 ・ 落ち着きがない ・ いら立ち
- ・ 怒りっぽい ・ けんかが多い ・ 物を壊す 等

- ・ また、次のような「心の反応」も予想される。

<心の反応例>

- ・ 自分や家族への感染への過剰な不安
- ・ 知識の欠如、うわさ、誤報等による恐怖や不安
- ・ 「除外された」「一人ぼっちになった」などの心理的・物理的孤立
- ・ 攻撃性の過剰（他者への暴言・暴力、自傷行為）
- ・ 家族内の些細な口論や小言の増加
- ・ 配慮が必要な児童・生徒の状況や状態の悪化 等
- ・ 過剰適応（過度にしっかりした態度・いじられキャラを演じる 等）

- ・ このような「ストレス言動」や「心の反応」は、学校再開後も、児童・生徒に表れることが考えられる。
- ・ また、学校再開後に、放心、脱力などのストレス反応が出て、行動が緩慢になったり、所作がだらしなくなったりすることもある。

【対応について】

- 児童・生徒が、臨時休業や外出自粛等を経験する中で、学校再開後も、心配したり、不安を感じたり、困惑したり、恐ろしさや怒りを感じたりすることは「自然なこと」であり、そのような気持ちを、児童・生徒がありのままに表現できることが大切である。
- 児童・生徒は、通常、安全で支えられていると感じられる環境の中で、不安な気持ちを表現したり、やり取りしたりすることができると安心感を得る。教職員は、次のようなことに心がけながら、児童・生徒の心のケア（サポート）に取り組むこと。

- 児童・生徒の声に積極的に耳を傾け、理解する姿勢を心がける。
- 児童・生徒が安心できるような情報を、発達の段階に応じた方法で伝える。
- 体のエクササイズ（適度な運動、ストレッチなど）や心のリラクセス・エクササイズ（深くゆっくりとした呼吸、気分転換など）を取り入れるなど工夫する。

- 児童・生徒の心のケアに関して、養護教諭や教育相談コーディネーターなど学校全体で情報共有したうえで、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにつなぐなど、必要な支援を行うこと。
- 児童・生徒や保護者の悩み・不安に対応するため、各機関等の相談窓口を改めて周知すること。

◇「県立総合教育センターの総合教育相談」	0 4 6 6 - 8 1 - 0 1 8 5
◇「24 時間子ども SOS ダイヤル」	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0 0 4 6 6 - 8 1 - 8 1 1 1
◇「子ども・家庭 110 番」（神奈川県中央児童相談所）	0 4 6 6 - 8 4 - 7 0 0 0
「電話児童相談室」（横浜市・児童相談所）	0 4 5 - 2 6 0 - 4 1 5 2
「川崎市こども家庭センター」（中央児童相談所）	0 4 4 - 5 4 2 - 1 2 3 4
「相模原児童相談所」	0 4 2 - 7 3 0 - 3 5 0 0
「横須賀市児童相談所」	0 4 6 - 8 2 0 - 2 3 2 3
◇「こころの電話相談」（お住まいによって相談先が異なります）	
県精神保健福祉センター	0 1 2 0 - 8 2 1 - 6 0 6
横浜市こころの健康相談センター	0 4 5 - 6 6 2 - 3 5 2 2
川崎市精神保健福祉センター	0 4 4 - 2 4 6 - 6 7 4 2
相模原市こころの電話相談	0 4 2 - 7 6 9 - 9 8 1 9

◆「SNS いじめ相談@かながわ」

学校から配付等されたカードに記載された、相談窓口につながる二次元コードから友だち申請します。

※「SNS いじめ相談@かながわ」の相談対象は、県内（県立・市町村立・私立・国立）の高等学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校（中学部、高等部）、義務教育学校（7年～9年）の生徒です。

友だち申請してください。

「SNS いじめ相談@かながわ」につながります。

※友だち登録だけでもしてみてくださいね！

【相談受付日】 令和2年 **5/11** - 令和3年 **3/19**

月・水・金曜日 18時～21時まで（12/30・1/8 除く）

右の期間は **毎日** 受け付けます。 **5/11-15 8/24-9/11 1/11-15**

どんな小さなことでも気軽に相談してね。秘密は必ず守ります。

SNS いじめ相談 @かながわ

SNS いじめ相談@かながわ

ひとりで悩まないで！
LINEで相談できるよ！

SNS いじめ相談@かながわ

専門の相談員があなたと一緒に考えます
LINEで友だちに追加してね

神奈川教育委員会

いじめ、偏見、差別等の防止

- ・ 例えば、次のような児童・生徒に対して、いじめ、偏見、差別等が起きることが懸念される。

- ・ 感染が拡大している国や地域から転入した児童・生徒
- ・ 本人または家族が、新型コロナウイルスに感染が認められた、あるいは疑いがあるとされた児童・生徒
- ・ 本人または家族が「濃厚接触者」と判断された児童・生徒
- ・ 家族が、医療従事者や社会機能の維持に当たる方である児童・生徒
- ・ 風邪やアレルギー等の理由で、咳やくしゃみをしている児童・生徒 等

- ・ また、今後、学校全体でうがい・手洗いの励行やマスクの着用などを進める中、こうした行動をうまくとれない児童・生徒に対して、他の児童・生徒が注意することが多くなると考えられる。

児童・生徒同士が互いを認め合い、励まし、支え合える関係を構築していくことが、学校における感染防止策の推進にとっても大切。

- ・ さらに、いじめ、偏見、差別等の兆候や、児童・生徒が発信する微細なサインを、教職員が見逃してしまったり、教職員が一人で抱え込んでしまったりすることで、事案が長期化、重篤化することもあると考えられる。

【対応について】

- 全ての児童・生徒に対し、相手の気持ちを考え、心無い言葉や態度、振る舞いをしないよう、継続した指導を行うこと。
- 学校再開後の早い段階で、「どのような言葉に気を付けたらよいか」等を、児童・生徒に相手の身になって考えるよう指導すること。
- 児童・生徒の言葉や態度、振る舞いが、結果として相手を傷付けてしまうことは、「どの学校、どのクラス、どの児童・生徒」にも起こり得ることから、次のような視点で、児童・生徒の様子をきめ細かく把握すること。

- ☐ いつもと違う友だちと登校する
- ☐ 授業中、グループになると不安な様子をみせる
- ☐ 休み時間、一人になれる場所を探している
- ☐ 昼食時、食欲がない
- ☐ 清掃時、人の嫌がる仕事ばかりしている
- ☐ 部活動を辞めたいと言い出す
- ☐ 保健室によく行くようになる
- ☐ 物がよくなる 等

参考：「いじめのサイン発見シート」（文部科学省）

「子どもの安全を守る6つの点検」（神奈川県教育委員会）

- 児童・生徒のサインや悩みを受け止めた教職員は、一人でその問題を抱え込まず、組織的な対応を適切に行うこと。

いじめ等の疑いが見られた場合には、学校及び教育委員会は、「いじめ防止対策推進法」や「いじめ防止基本方針」に則り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応について、適切な対応を行うこと。

児童・生徒を取り巻く環境の変化に起因する問題行動、不登校等への対応

- ・ 臨時休業や外出自粛等の状況の中で、家庭内の心理的なストレス要因が高まり、保護者による虐待のリスクが高まることが懸念される。
- ・ また、保護者の就業状況によっては家庭の減収が考えられ、児童・生徒にとって直接的な生活環境の悪化も予想でき、問題行動や不登校等の要因となることも考えられる。

【対応について：虐待防止】

- 教職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚したうえで、虐待はどこにでも起こり得るという認識に立ち、「何か変だ」という異変や違和感を見逃さないこと。

＜虐待リスクのチェックリスト例＞

- ☐ 表情が乏しく、受け答えが少ない。
- ☐ 担任等、特定の大人を独占したがる。
- ☐ むし歯の治療が行われていない。
- ☐ 保護者から子どもに、年齢不相応な要求がある。
- ☐ きょうだいで服装や持ち物に差が見られる。
- ☐ 理由が分からない頻繁な転居がある。 等

参考：「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省）
「児童虐待対応マニュアル（小・中学校教職員向け 保存版）」
（神奈川県教育委員会）

- 学校は、児童・生徒の微細なサインを見逃さず、虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、市町村の虐待対応課や児童相談所等への通告や情報提供を速やかに行うこと。
- 特に、要保護児童対策地域協議会に登録されている支援対象の児童・生徒が、休業日を除き、引き続き7日欠席した場合は、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供する。（定期的な家庭訪問により、本人に面会ができ、状況の把握を行っている場合や入院等により欠席の理由がはっきりしている場合を除きます。）
心配な状況が考えられる場合には、3日程度欠席した時点で、速やかに市町村（虐待対応担当課）や児童相談所に情報提供すること。
- 要保護児童対策地域協議会実務者会議や地区学校・警察連絡協議会等による関係機関の連携に加え、地域のことをよく知る民生委員、主任児童委員等との連携・協働により、虐待等の未然防止、早期発見・早期対応に努めること。

【対応について：不登校】

- 全教職員で不登校はどの子どもにも起こり得ることを改めて認識し、学級担任などの教職員が一人で抱え込まず、チームとして組織的に取り組むこと。そのうえで、不登校の「未然防止」「早期発見・早期対応」「継続的な支援」という各段階に応じて、その時々の子どもの「教育的ニーズ」に寄り添った支援を行うこと。
- 学年の教職員は、当該学年の児童・生徒の前年度の欠席状況を改めて確認。そのうえで、欠席日数の多かった児童・生徒や、学年後半に休みがちであった児童・生徒に対しては、児童・生徒や保護者との連絡を積極的に行うこと。
- 学級担任は、学校再開後も、前年度に不登校の状態であった児童・生徒や保護者と信頼関係を構築するために、積極的に関わること。様子を見るだけで何もしないのではなく、まず働きかけをして、その反応を確認する。
- 児童・生徒の状況を学級担任だけで抱え込まず、教育相談コーディネーターをはじめ、児童・生徒とつながりのある学年職員や養護教諭、部活動の顧問等を中心として、組織的に丁寧な対応に努めること。
- 児童・生徒を孤立させないための支援体制及び居場所づくりとして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーのほか、教育支援センター（適応指導教室）や児童相談所、医療・福祉関係機関等と連携し、組織的・計画的な支援を行う。
- 不登校の状態にある児童・生徒に対する支援について、
 - ・ フリースクール等での活動を、多様な学びの一つとして積極的に認め、指導要録上の「出席扱い」としていくことが必要。
 - ・ 各市町村教育委員会や各学校で推進している「オンライン学習」を含めたICT活用について、不登校の児童・生徒への学習支援ツールの一つとして、活用を進めること。

障がいのある児童・生徒等への支援について

- 各学校では、児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階、学校の臨時休業の実施状況等を十分踏まえ、個別の指導計画等の精査や見直しを行うこと。
特に、今年度から新たに特別支援教育を受ける児童・生徒について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携しつつ実態を把握し、速やかに個別の指導計画等を作成すること。
- 各学校では、学校再開に伴う学習や生活面に関する児童・生徒や保護者等からの問い合わせや相談についてきめ細かく対応すること。
- 通級による指導の対象の児童・生徒については、在籍学級の担任と通級による指導の担当教員が連携して対応すること。
- 医療的ケアが必要な児童・生徒や基礎疾患等のある児童・生徒については、児童・生徒の健康状態や家庭の状況等を踏まえ、学習内容及び支援内容を慎重に検討すること。

- 学校再開に当たっては、児童・生徒の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等を十分踏まえ、無理のない指導計画とするとともに、児童・生徒や保護者にとって混乱が生じることのないよう計画を予め周知していくこと。
- 特に再開当初、児童・生徒の学校における生活習慣が定着し、安定するまでは、担当教員だけに任せることなく、学校全体で指導体制を整え、チームで指導・支援に当たること。

外国につながるのある児童・生徒への支援

- 各市町村教育委員会及び各学校では、新型コロナウイルス感染症対策や学校再開等に関し、保護者に対して連絡を行う際には、必要に応じて翻訳機能を有するＩＣＴ機器を活用するなど多言語での情報提供に配慮すること。特に来日して間もない外国籍児童・生徒や日本語が十分に身に付いていない児童・生徒等、臨時休業中の様々な不安を抱える児童・生徒が多いことが考えられることから、こうした児童・生徒の状況をきめ細かく把握すること。
- 各学校では、外国につながるのある児童・生徒に対し、新型コロナウイルス感染症を理由とした偏見が生じないようにするなど、その人権に十分配慮した指導・対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症対策により、保護者の就労先が休業し、保護者及び児童・生徒の在留資格に影響が生じることも考えられることから、各市町村教育委員会では、保護者から相談があった場合には、多文化共生担当部局等の支援を受けつつ、多言語での情報提供や相談窓口等の紹介、最寄りの出入国管理局に問い合わせるよう促すなど、適切な対応を行うこと。また、家計の急変に伴う就学援助等の相談についても、福祉部局等とも連携し、速やかに対応を行うこと。
- 各市町村教育委員会では、外国人の子供の就学機会の確保について、平成 31 年 3 月 15 日付け 30 文科教第 582 号総合教育政策局長・初等中等教育局長通知「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」等に基づき、新型コロナウイルス感染症対策の取組を進められる中においても、外国人の子どもが適切な教育を受けられるよう、就学促進及び就学状況の把握、学校への円滑な受入れについて、一層の配慮を行うこと。

新型コロナウイルス感染症に伴う就学援助の取扱い等について

- 各市町村教育委員会では、就学援助等の認定及び学用品費、学校給食費等の支給について、申請期日までに提出が難しい場合には申請期間を延長するなど、可能な限り柔軟な対応を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、年度の途中において認定を必要とする者について、通常は前年の収入により判定している所得基準を、申請時の収入の状況で判断するなど柔軟な対応を行うとともに、速やかに認定し、必要な援助を行うこと。
- 就学援助の制度自体を知らないために申請ができないという事態を避けるため、様々な方法で繰り返し保護者へ情報提供するなど、周知徹底を図ること。
併せて、小学生の保護者を対象とした「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」についても、周知すること。